

第3次 吉富町男女共同参画基本計画 (素案)

吉富町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
(1) 審議会	2
(2) 庁内推進体制	2
(3) 町民アンケート調査の実施	2
5 計画策定の背景	3
(1) 國際的な動き	3
(2) 国の動き	3
(3) 福岡県の動き	4
(4) 吉富町の動き	4

第2章 男女共同参画を取り巻く吉富町の状況

1 統計から見た吉富町の現状	5
(1) 人口等の現状	5
(2) 雇用、労働状況	8
2 町民アンケート調査からみる現状と課題	10
(1) 固定的性別役割分担意識	10
(2) 男女の地位の平等感	11
(3) 女性が職業をもつことについて	12
(4) 家庭内の役割分担について	14
(5) 配偶者・パートナーからの暴力(DV)の経験	16
(6) 男女共同参画社会の実現に向けて	18

第3章 第2次計画の評価

基本目標1 男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり	19
基本目標2 男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり	21
基本目標3 男女が地域や社会に積極的に参画する社会づくり	22

第4章 第3次計画の基本的な考え方

1 計画策定の視点	24
国の第5次男女共同参画基本計画を考慮した計画	24
(1) 働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進	25
(2) 性暴力やDVの根絶と被害者への支援	25
(3) 意思決定過程への女性の参画の拡大	25

(4) 困難な問題を抱える方への支援	26
(5) 防災施策への男女共同参画の視点の導入	26
2 計画の基本理念	27
3 計画の基本目標	27
4 本計画とSDGsの関連性	29
5 計画の体系	30

第5章 基本目標ごとの取組

基本目標1 みんなが互いに認め合い尊重し合う社会づくり	31
重点目標1 男女共同参画意識の向上	31
重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	34
重点目標3 性の尊重と暴力の根絶	37
重点目標4 誰もが安心して暮らせるための支援	42
基本目標2 みんなが仕事も家庭もともに担う社会づくり	44
重点目標1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	44
重点目標2 家庭における男女共同参画の促進	46
重点目標3 働く場における男女共同参画の推進	50
基本目標3 みんなが地域や社会に積極的に参画する社会づくり	53
重点目標1 社会における意思決定過程への男女共同参画の促進	53
重点目標2 地域社会への男女共同参画の促進	56
重点目標3 男女共同参画の視点に立った安心・安全体制の確立	60

第6章 計画実現のために

1 町民と行政の協働による計画の推進	62
2 庁内の推進体制の充実	62
3 国、県、関係機関、民間等との連携	62
4 計画の進行管理	62

関連資料

1 関係諸法	63
(1) 男女共同参画社会基本法	63
(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	66
(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	76
(4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	83
2 用語の解説	88
3 第3次吉富町男女共同参画基本計画策定経過	91
4 吉富中学校生徒による男女共同参画週間ポスター	92

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国は、平成11年6月に、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)(以下、「基本法」という。)を制定しました。「基本法」では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくこととしています。

本町では、平成26年3月に、吉富町男女共同参画基本計画(以下、「第1次計画」という。)を、平成31年3月に第2次吉富町男女共同参画基本計画(以下、「第2次計画」という。)策定し、基本理念として定めた「男女が互いに思いやり、自分らしく、ともに生きるまち 吉富」の実現に努めてまいりました。

令和5年8月に実施した吉富町男女共同参画に関する町民アンケート調査(以下、「町民アンケート調査」という。)の結果、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の意識については前回結果に比べて『思わない』が増加し、意識の変化が見られたものの、家計の維持は男性、日常の家事や育児は女性という家庭内での役割分担は依然として根強く残っています。

本町における男女共同参画社会の実現には依然として課題があり、更なる取組が必要となっています。このため、第2次計画を継承し、男女共同参画社会の実現に向けて第3次吉富町男女共同参画基本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

○本計画は、「基本法」第9条及び第14条第3項に規定する市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(「市町村男女共同参画計画」となります)となります。

○本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)(以下、「DV防止法」という。)第2条の3第3項に規定する市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(「市町村基本計画」として位置づけます)。

○本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)(以下、「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に規定する市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(「市町村推進計画」として位置づけます)。

○本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)第8条第3項に規定する市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(「市町村基本計画」として位置づけます)。

○本計画は、国の男女共同参画基本計画(「第5次男女共同参画基本計画」)及び福岡県の男女共同参画基本計画(「第5次福岡県男女共同参画計画」)と整合を図りながら作

第1章 計画策定にあたって

成しています。また、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）※」の理念を踏まえて取り組むものです。

○本計画は、第2次計画を引き継ぎ、本町における男女共同参画社会の形成をさらに促進するため、本町の各分野別計画とも整合を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策を計画的に推進していくための計画です。

3 計画の期間

第1次および第2次計画の計画期間は5年間でしたが、第2次計画で定めた17項目の管理指標のうち目標値を達成したのは、1項目のみであったため、根強い意識の改革には、相当の期間が必要であるとの判断から、本計画の期間は、令和6年度～令和15年度までの10年間とします。また、計画の第5章具体的取組は、社会情勢の変化や計画の進捗状況などを踏まえて必要に応じて見直しをおこなうものとします。

令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)	令和13年度 (2031年)	令和14年度 (2032年)	令和15年度 (2033年)
第3次吉富町男女共同参画基本計画									
				アンケート 調査実施					アンケート 調査実施
				進捗状況を適宜、把握・点検					

4 計画の策定体制

（1）審議会

平成25年2月、町内の関係団体の代表者等及び庁内関係課の課長で組織する吉富町男女共同参画審議会を設置しました。基本計画の策定、計画推進に関する調査及び審議を行います。

（2）庁内推進体制

平成26年4月、庁内に「男女共同参画推進本部」を設置し、各課の係長又は主査1名を「推進委員」として計画を推進しています。

（3）町民アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する意識・実態等を把握するために、令和5年8月に町民アンケート調査を実施しました。また、計画期間の中間年である令和10年及び最終年である令和15年に改めて町民アンケート調査を実施します。

5 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

国際社会においては、国連を中心として、女性の地位向上に関する運動や、ジェンダー※平等推進に関する取組が進められてきました。

近年の主な動きとしては、平成23年に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)※」が発足し、令和2年には第4回世界女性会議25周年(北京+25)およびUN Women設立10周年を記念し、「ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム」が開催(新型コロナウイルス感染拡大の影響により翌年に延期)されました。また、平成27年には、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標5として、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント※を図る」が設定され、ジェンダー平等の実現は、SDGsのすべての目標とターゲットの進展において死活的に重要であると位置づけられました。

(2) 国の動き

国内においては、男女共同参画に関連する法制度の制定・改正が進められています。「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下、「育児・介護休業法」という。)」は、令和3年に大幅な改正が行われ、産後8週間以内に父親が1歳までの育児休業とは別に4週間まで取得できる「産後パパ育休(出生時育児休業)」制度の導入などが行われました。

ドメスティック・バイオレンス※(以下、DVという。)では、令和5年に改正「DV防止法」成立し、令和6年から、保護命令の対象への精神的暴力の追加や、接近禁止命令の期間の伸長がなされることとなりました。

また、平成30年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の成立や、令和元年の「女性活躍推進法」の一部改正により、ワーク・ライフ・バランス※の実現や、政治や経済の分野における女性の活躍を推進するための施策等が進められています。

令和2年には、政府、民間企業、市民社会が連携し、ジェンダー平等に向けた一層の取組を進めることなどを盛り込んだ「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。令和4年には、経済的困窮やDV被害・性暴力被害など女性をめぐる課題が複雑化、複合化している状況に対応するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下、「困難女性支援法」という。)」が、令和5年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(以下、「LGBT理解増進法」という。)」が成立し、困難を抱える女性への支援や、性の多様性についての理解の浸透が目指されています。

さらに、令和5年には「女性版骨太の方針2023(女性活躍・男女共同参画の重点方針2023)」が閣議決定され、「女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けた取組の推進」「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化」「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」が重点事項として掲げられました。

(3) 福岡県の動き

福岡県においても男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められており、令和3年には「第5次福岡県男女共同参画計画」及び「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されています。

平成31年には、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（以下、「福岡県性暴力根絶条例」という。）」が公布され、令和4年度からは、公立の全ての小学校（高学年）、中学校及び高等学校を対象に性暴力防止のための教育を行う「福岡県性暴力対策アドバイザー派遣事業」が開始されました。

令和4年4月からは、双方又は一方が性的少数者のカップルに、県が「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付する「福岡県パートナーシップ宣誓制度」が導入されています。

(4) 吉富町の動き

本町では、平成26年に「吉富町男女共同参画基本計画」を策定、平成31年には第2次計画が策定され、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めながら、今日に至っています。また、令和4年度からは、「福岡県パートナーシップ宣誓制度」の導入に伴い、パートナーシップ宣誓書受領証カードをお持ちの方が町営公営住宅の入居申込をすることができるようになりました。

第2章 男女共同参画を取り巻く吉富町の状況

1 統計から見た吉富町の現状

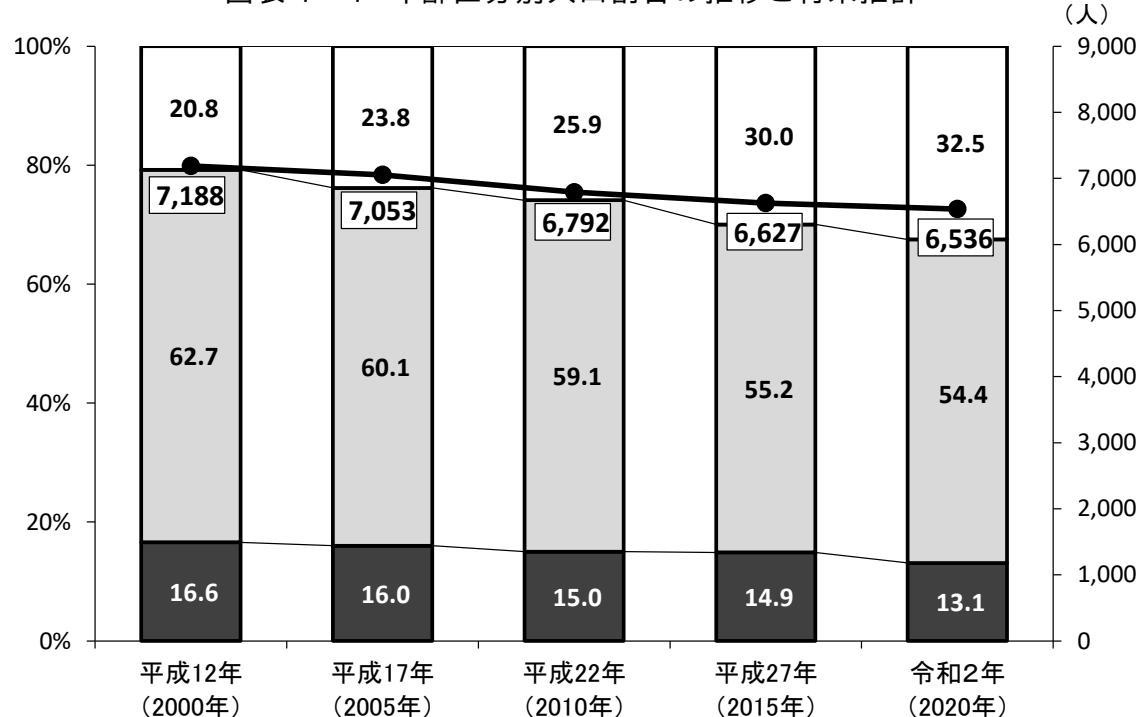
(1) 人口等の現状

①総人口、年計3区分別人口の推移

本町の総人口は、平成12年の7,188人から徐々に減少し、令和2年には6,536人となっています。

年齢区分別の割合をみると、老人人口(65歳以上)は平成12年の20.8%から平成27年には30.0%、令和2年には32.5%と増加しています。一方、年少人口(0~14歳)は、平成12年の16.6%から令和2年には13.1%まで減少しており、本町においても少子高齢化の進行が顕著となっています。

図表1-1 年齢区分別人口割合の推移と将来推計



	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
65歳以上	1,493	1,680	1,760	1,987	2,115
15~64歳	4,505	4,237	4,010	3,654	3,540
0~14歳	1,190	1,127	1,015	984	853
総人口	7,188	7,053	6,792	6,627	6,536

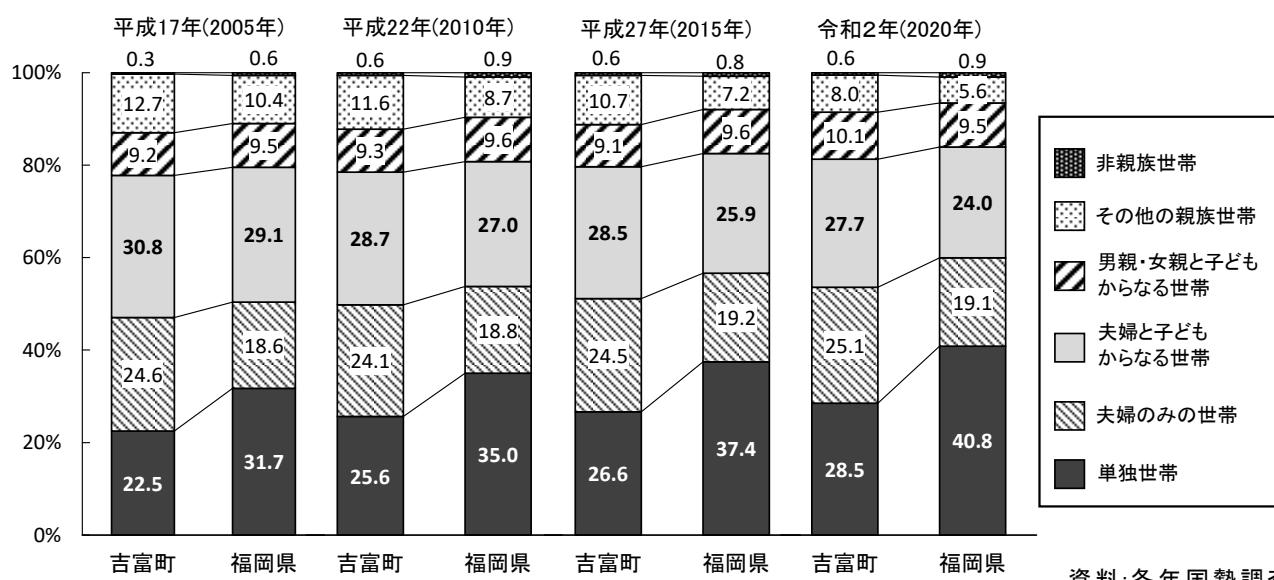
資料:各年国勢調査(総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない)

②家族類型別一般世帯数の推移

本町における家族類型別の一般世帯数の割合をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」については平成17年の30.8%から減少傾向となっており、平成27年には28.5%、令和2年には27.7%となっています。一方、「単独世帯」の割合は平成17年(2005年)の22.5%から令和2年には28.5%と増加しています。また、「男親・女親と子どもからなる世帯」は、平成17年の9.2%から令和2年には10.1%と、10%前後で推移しています。

福岡県全体と比較すると、「単独世帯」の割合は福岡県より少なくなっていますが、「夫婦と子どもからなる世帯」と「夫婦のみの世帯」の割合は福岡県より多く、特に「夫婦のみの世帯」の割合が多くなっています。高齢層の夫婦のみの世帯や子育て世帯への男女共同参画の視点に立った支援が求められます。

図表1-2 家族類型別一般世帯数の推移(福岡県比較)



資料:各年国勢調査

※一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

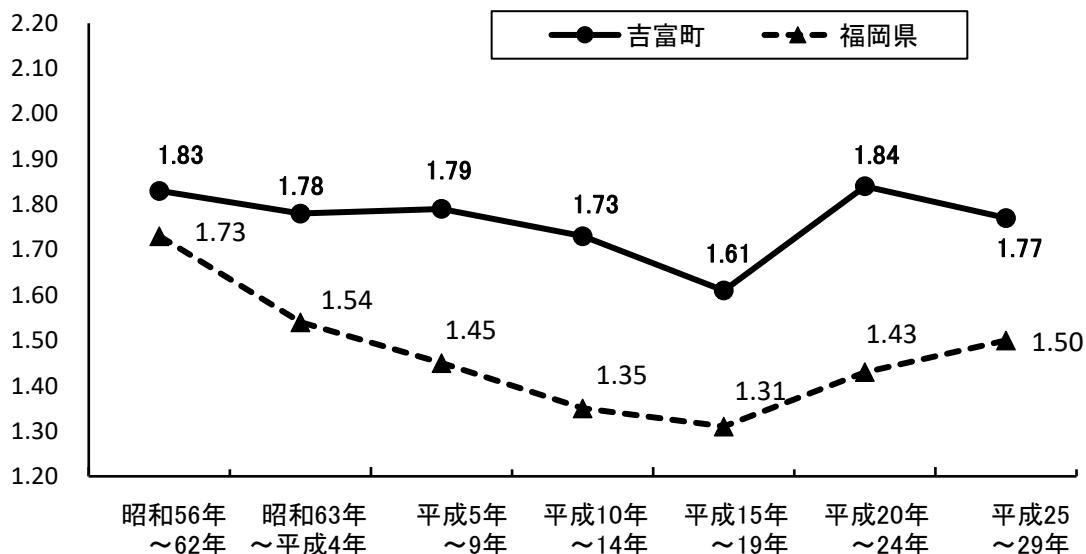
- 親族世帯: 2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員など)がいる場合もここに含まれます。
 - 非親族世帯: 2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいない世帯。
 - 単独世帯: 世帯人員が1人の世帯。
- 今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

③合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、昭和56～62年の1.83から減少を続けて平成15年～19年に1.61となりましたが、平成20年～24年には1.84と増加に転じています。その後、平成25～29年では1.77と、再び減少に転じています。

福岡県と比較すると、本町の方が合計特殊出生率は高い数値で推移しています。

図表1-3 合計特殊出生率の推移(福岡県比較)



資料 人口動態調査

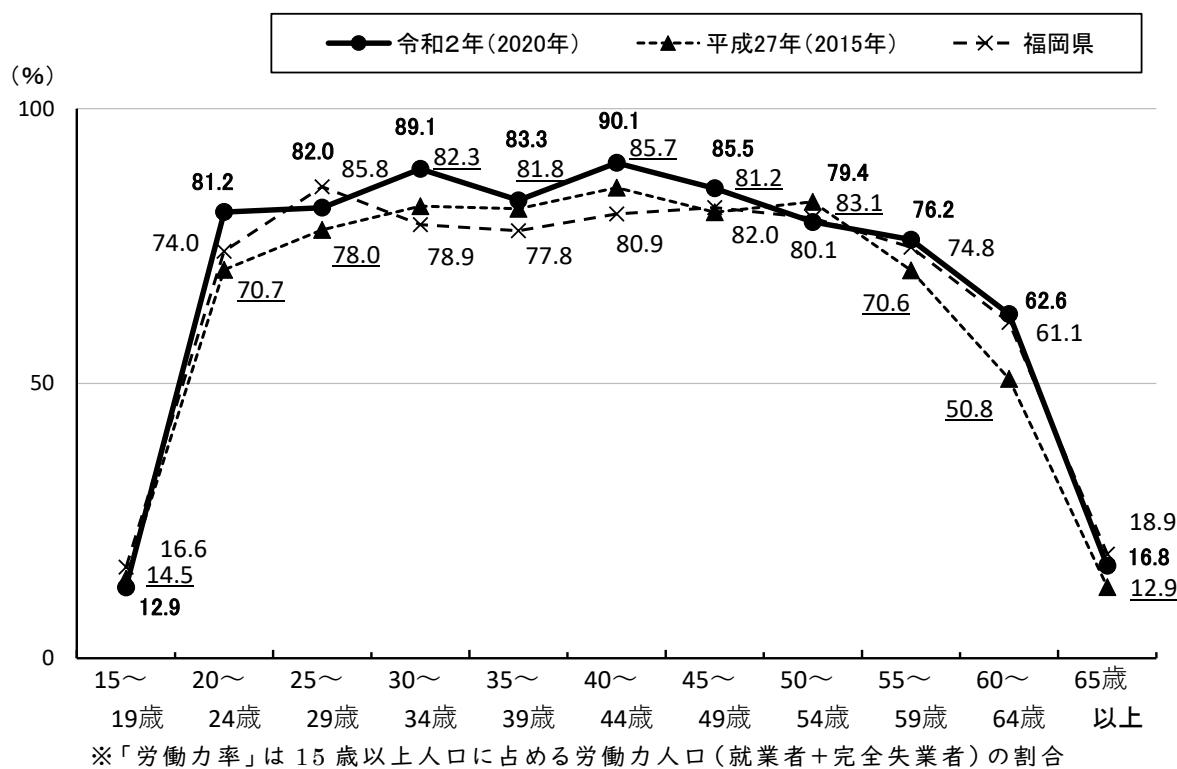
(2) 雇用、労働状況

①女性の年齢階級別労働力率の推移

女性の年齢階級別労働力率は、日本では一般的に結婚・出産退職により30歳代で低下し、育児がある程度落ち着いて再就労する40歳代に再度上昇する傾向があり、年齢階級別労働力率をグラフにすると、30歳代で労働力率が下がるM字型のカーブ※を描いてきました。しかし、近年、30歳代での労働力率の低下は縮小しつつあり、M字型のカーブの底が浅くなる傾向がみられます。

令和2年の女性の年齢階級別労働力率をみると、25歳～29歳の82.0%から30～34歳の89.1%をピークに、35～39歳で83.3%に低下し、40～44歳で90.1%と再び上昇しています。福岡県と比べると、本町の方が40歳以降の再就労の割合が高い傾向がみられます。この結果から、本町において40歳以降で再就労している女性は福岡県より多く、働く女性が増加していることがわかります。

図表1-4 女性の年齢階級別労働力率の推移(福岡県比較)

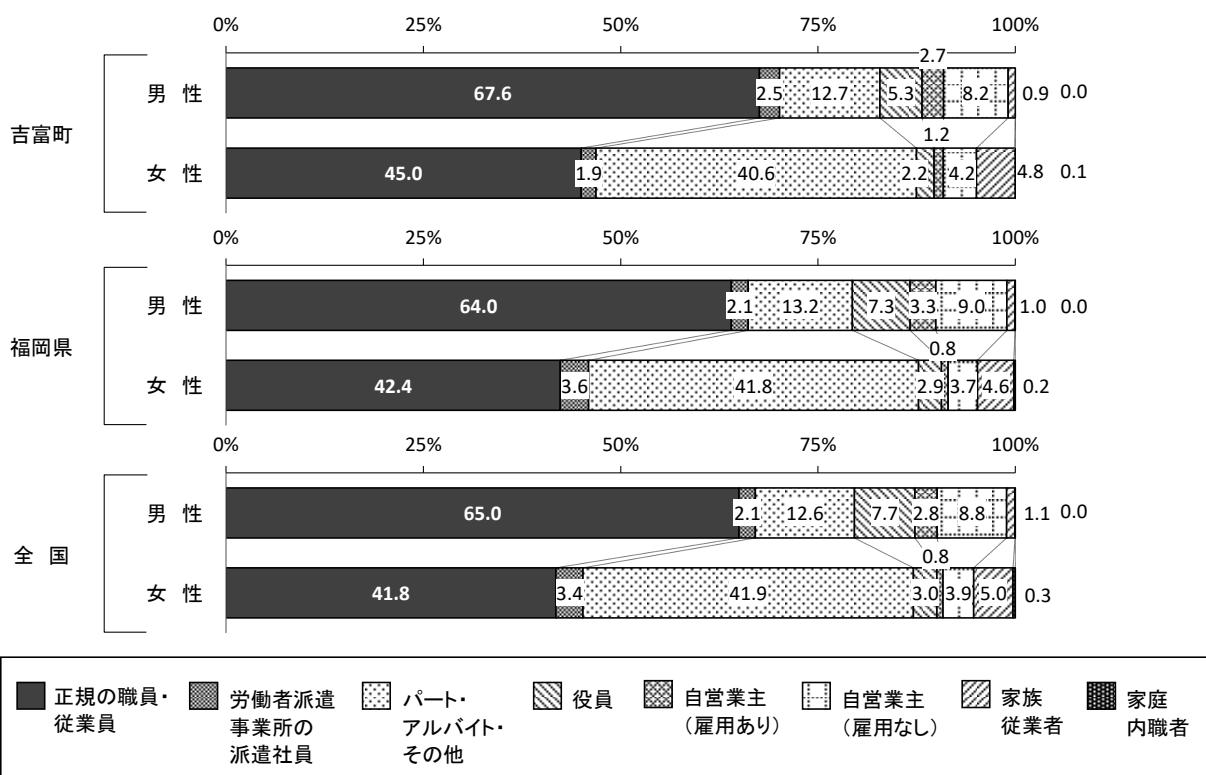


資料：国勢調査

②雇用者の従業上の地位

雇用者の従業上の地位を性別にみると、女性の正規の職員・従業員の割合は男性に比べて 22.6 ポイント少なく、反対にパート・アルバイト・その他の割合は男性に比べて 27.9 ポイント多くなっています。男性は、正規の職員・従業員の割合がパート・アルバイト・その他の割合より 54.9 ポイント多いですが、女性は、正規の職員・従業員の割合とパート・アルバイト・その他の割合の差があまりなく、全国的に同じ傾向にあります。

図表1-5 雇用者の従業上の地位(全国、福岡県比較)



資料：国勢調査

2 町民アンケート調査からみる現状と課題

第3次吉富町男女共同参画基本計画策定のために、男女共同参画に関する町民の意識と実態について把握し、今後の施策検討の基礎資料とするために、町民意識調査を実施しました。調査結果は、「無回答」4人、「どちらでもない」1人を除いて、全体及び男女別の回答を中心にみていくこととします。

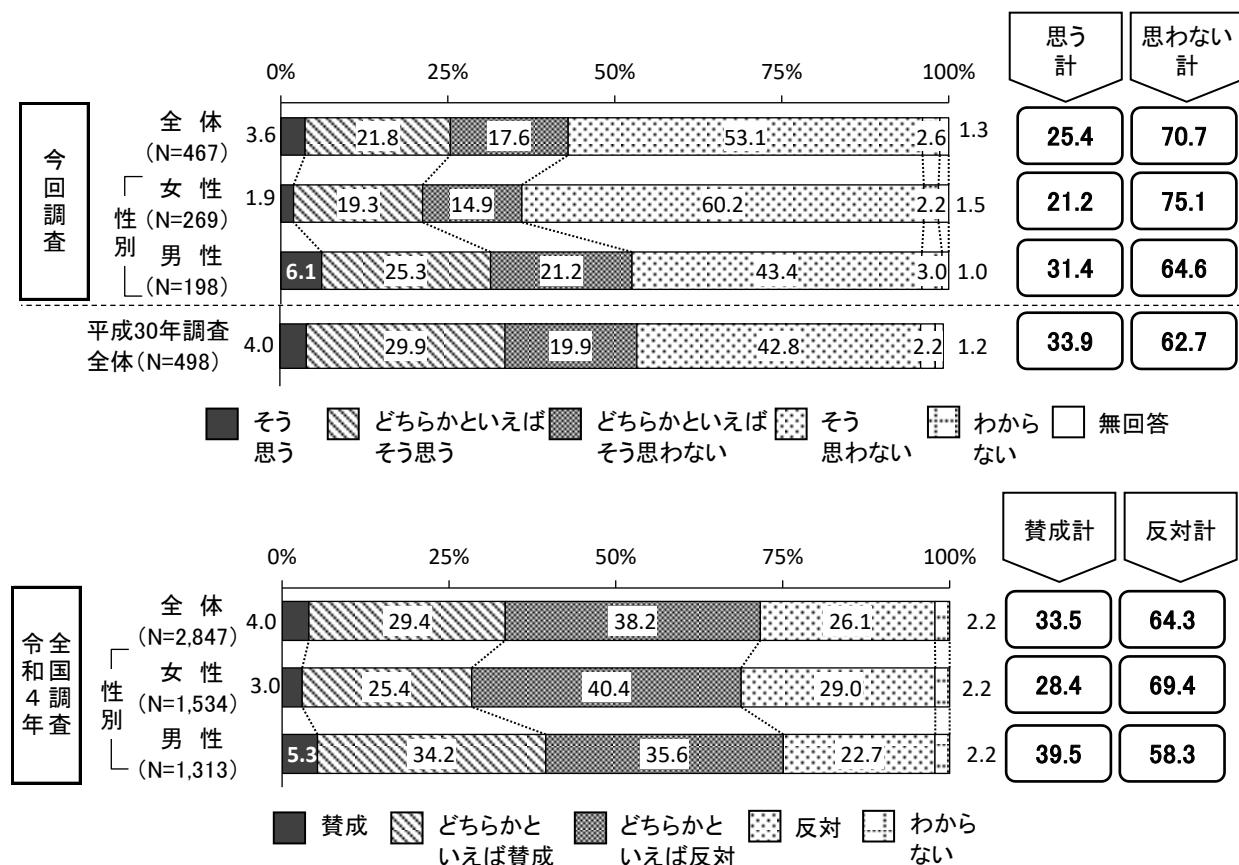
(1) 固定的性別役割分担意識

「男性は外で働き、女性は家庭」という、いわゆる性別役割分担意識について、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」をあわせた『思わない』は 70.7%、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた『思う』は 25.4%で、『思わない』が『思う』を大きく上回っています。

全国調査と比べると、『思わない』の割合は本町が約 6 ポイント上回っており、吉富町においては、固定的な性別役割分担を支持しない意識が高まっていると考えられます。

性別でみると、女性の『思わない』は 75.1%で男性(64.6%)を 10.5 ポイント上回っており、女性の方が性別役割分担を容認しない人が多くなっています。

図表2-1 固定的性別役割分担意識[全体、性別](全国調査比較)

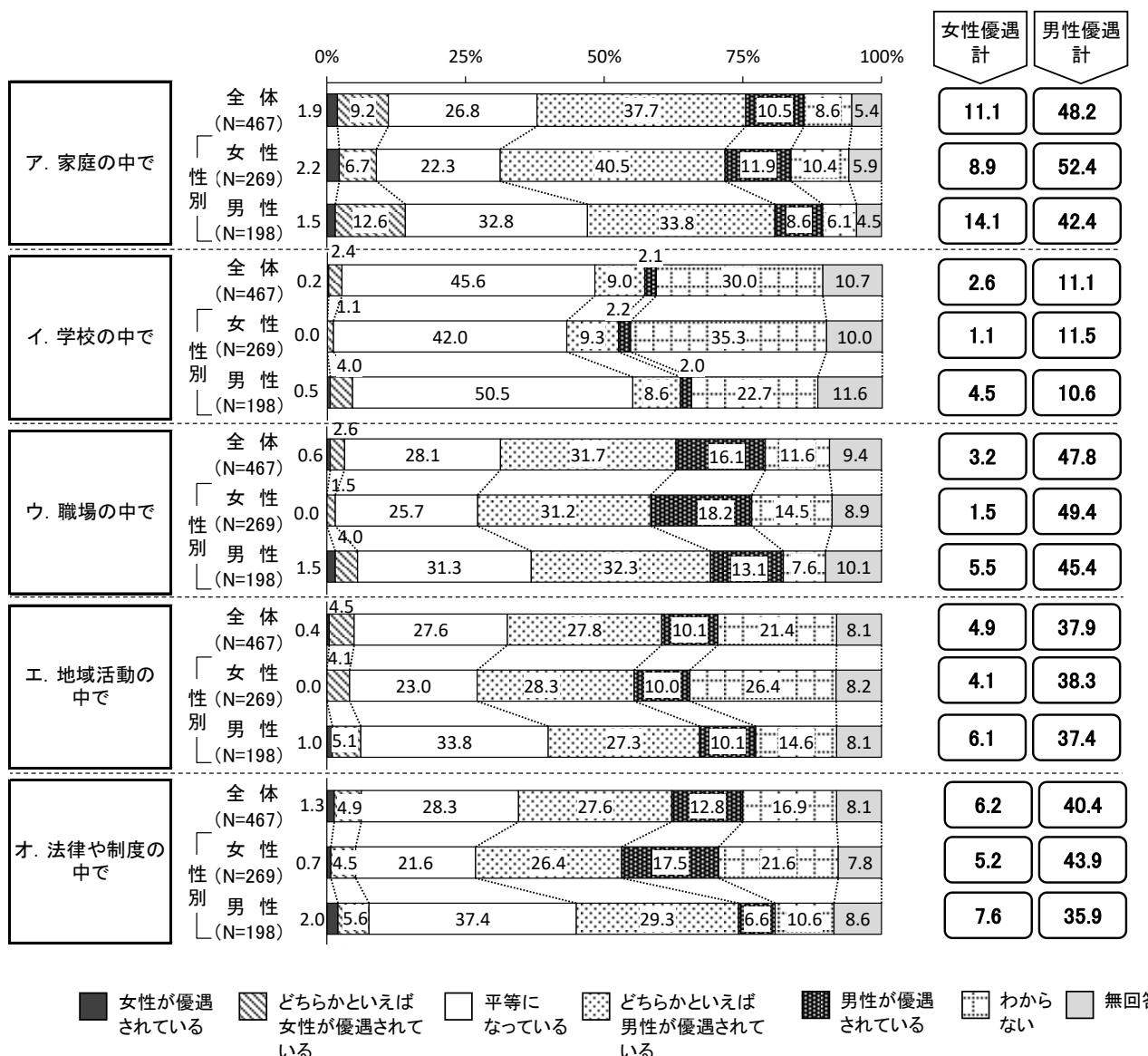


(2) 男女の地位の平等感

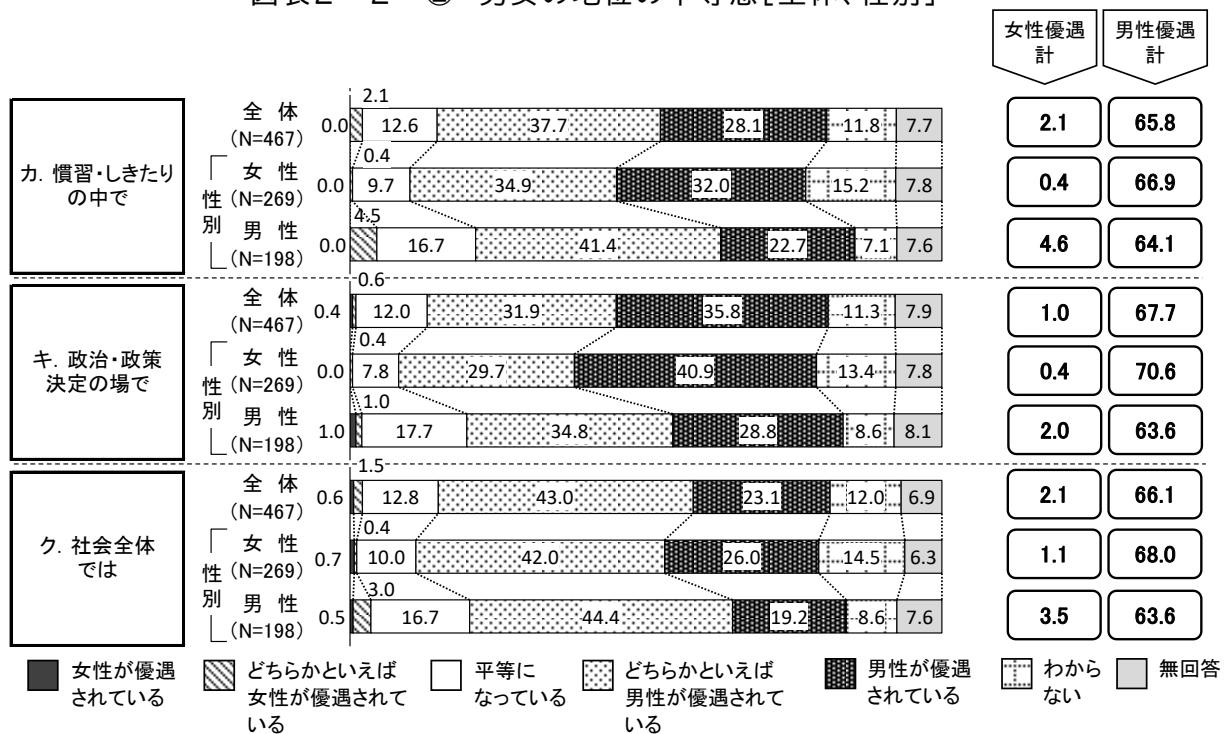
社会の様々な分野における男女の地位の平等感をみると、すべての分野で『男性優遇』が『女性優遇』を大きく上回っており、また、「学校の中で」以外のすべての分野で『男性優遇』が「平等になっている」を上回っています。特に『男性優遇』が高いのは「政治・政策決定の場で」「社会全体では」「慣習・しきたりの中で」で、それぞれ6割台半ばとなっています。

性別でみると、すべての分野で女性は男性よりも「平等になっている」の割合が低く、『男性優遇』の割合が高いという結果になっており、女性の方が不平等感を感じています。

図表2-2-① 男女の地位の平等感[全体、性別]



図表2-2-② 男女の地位の平等感[全体、性別]



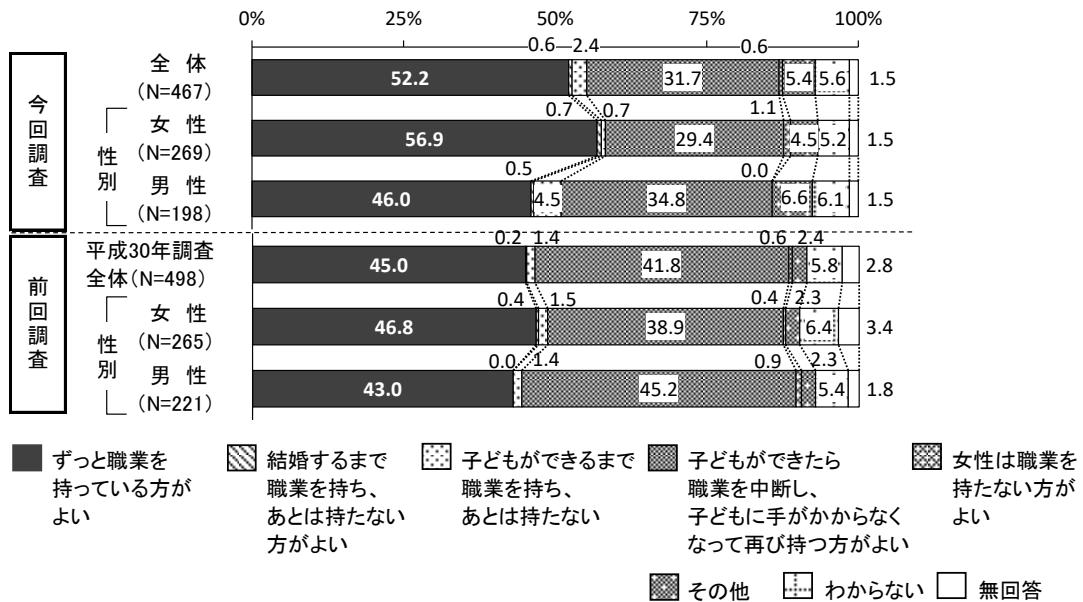
(3) 女性が職業をもつことについて

①女性の職業の持ち方について

女性が職業をもつことについて、「ずっと職業を持っている方がよい」が 52.2%で最も高く、「子どもができたら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」が 31.7%で続いています。一方、専業主婦を志向する項目は合計で 3.6%と、女性が職業をもつことが肯定的に受け止められています。

前回調査と比べると、女性では「ずっと職業を持っている方がよい」が 10.1 ポイント増加し、男性も「ずっと職業を持っている方がよい」が増加しており、女性が仕事を継続して持つことに肯定的な人が増加しています。

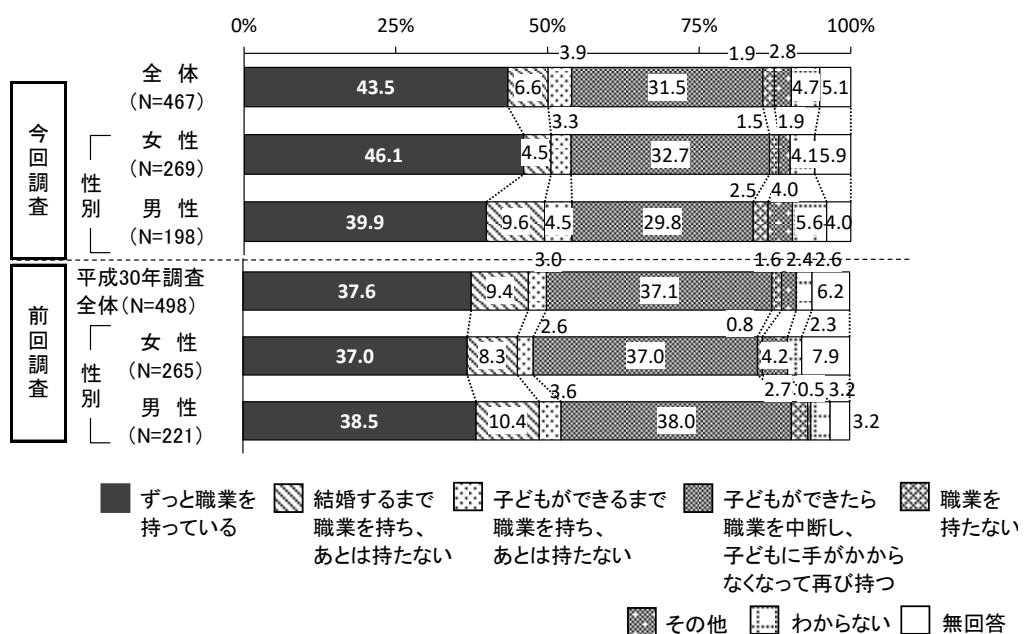
図表2-3-① 女性が職業をもつことについて[全体、性別](前回調査比較)



実際に女性は職業をどのように持っていたか、また持とうとしているかでは、「ずっと職業を持っている」が 43.5%と最も高く、次いで「子どもができたら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ」が 31.5%となっています。職業を持つことに対する考え方と比べると「ずっと職業を持っている」は 8.7 ポイント低く、専業主婦志向の割合は 12.4%と、考え方と比べて 8.8 ポイント高くなっています。

前回調査と比べると、「ずっと職業を持っている」は女性で 9.1 ポイント増加し、前回調査よりも結婚や出産に関わらず、職業を継続している女性は増加しています。

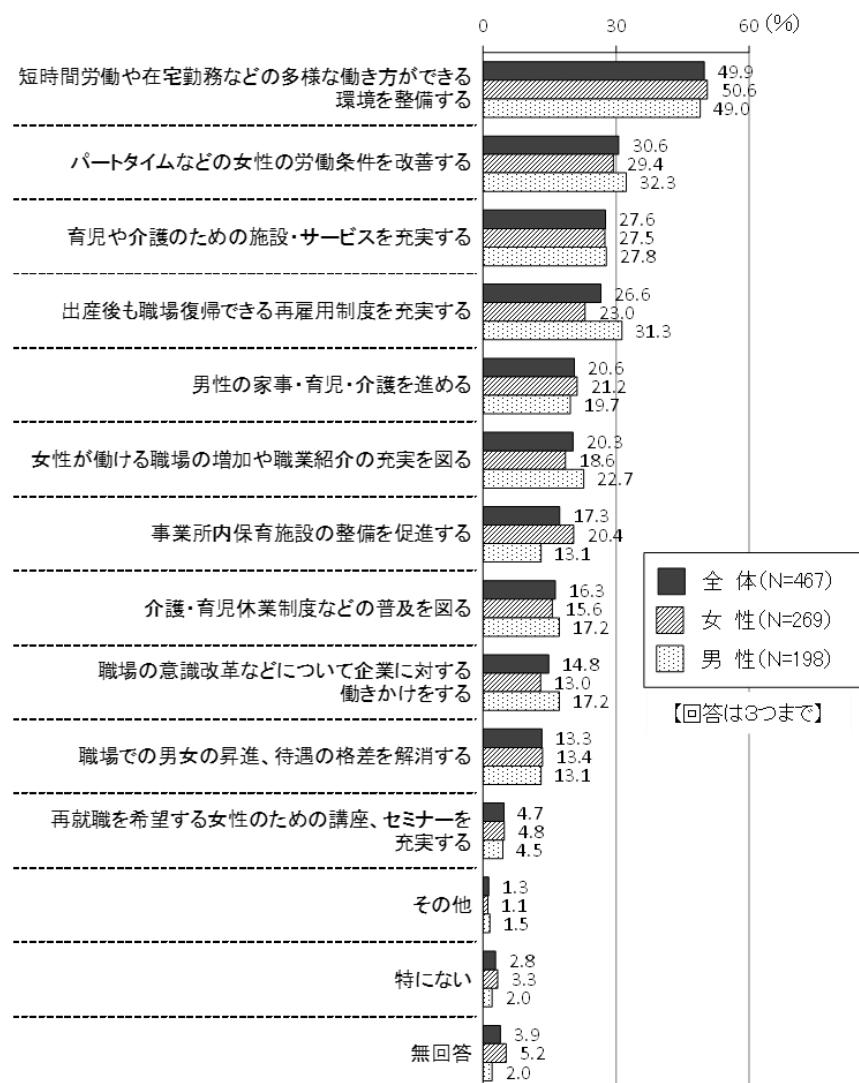
図表2-3-② 実際の女性の職業のもち方[全体、性別](前回調査比較)



②女性が働きやすい環境をつくるために重要なこと

女性が働きやすい環境をつくるために重要なことは「短時間労働や在宅勤務などの多様な働き方ができる環境を整備する」が 49.9%と最も高くなっています。次いで「パートタイムなどの女性の労働条件を改善する」(30.6%)、「育児や介護のための施設・サービスを充実する」(27.6%)、「出産後も職場復帰できる再雇用制度を充実する」(26.6%)などがあげられています。これらの、上位3位の項目は、性別でみても割合に男女差はありません。

図表2-4 女性が働きやすい環境をつくるために重要なこと[全体、性別]

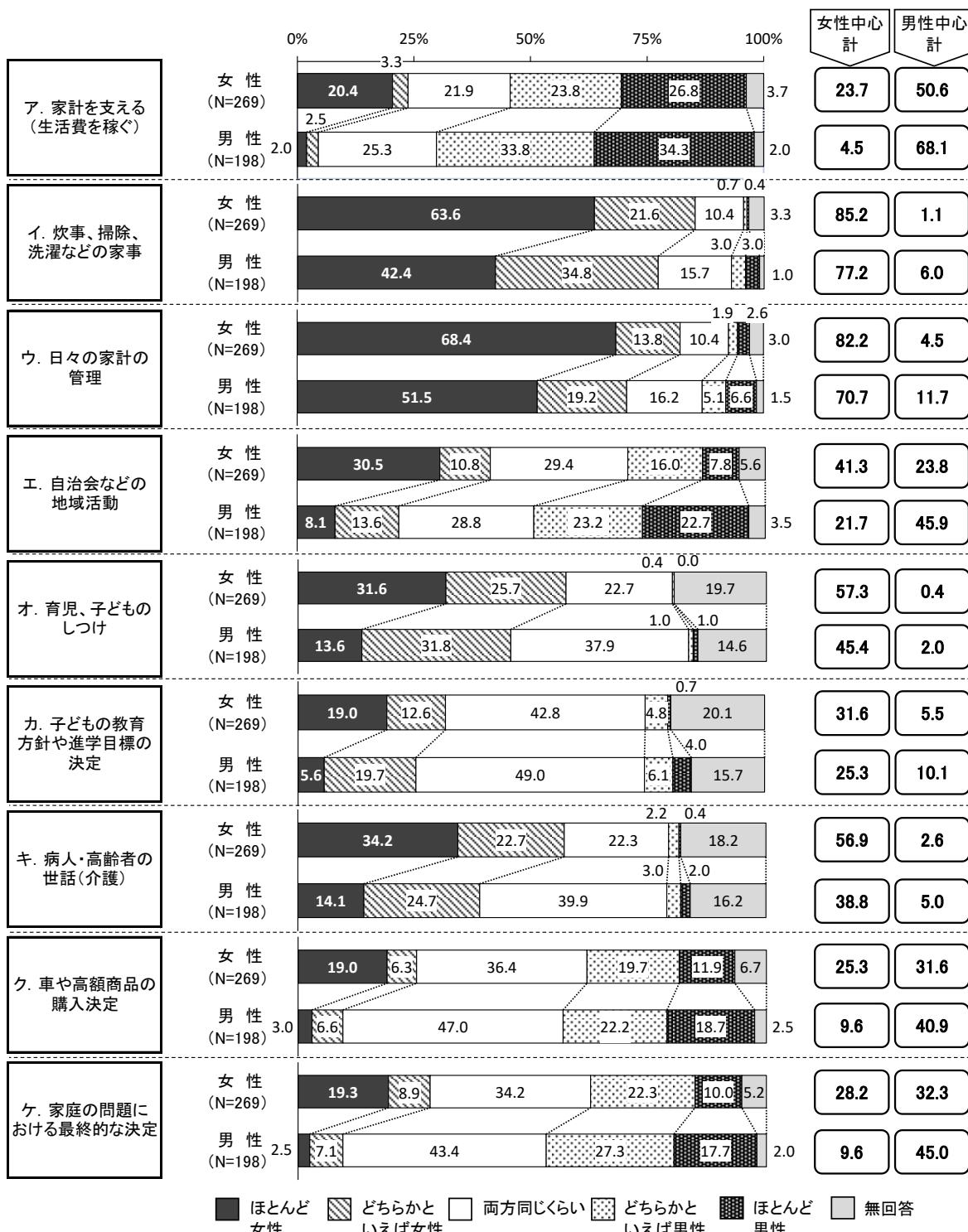


(4) 家庭内の役割分担について

家庭内の男女の役割分担については「家計を支える(生活費を稼ぐ)」「炊事、掃除、洗濯などの家事」で「両方同じくらい」がやや増加したものの、家計の維持は男性、日常の家事や育児に関することは女性という役割分担が根強くみられます。

今後は、解消されつつある固定的性別役割分担意識の変化をいかに日常生活での実践につなげていくかが課題と考えられます。

図表2-5 家庭内の役割分担の状況[性別]



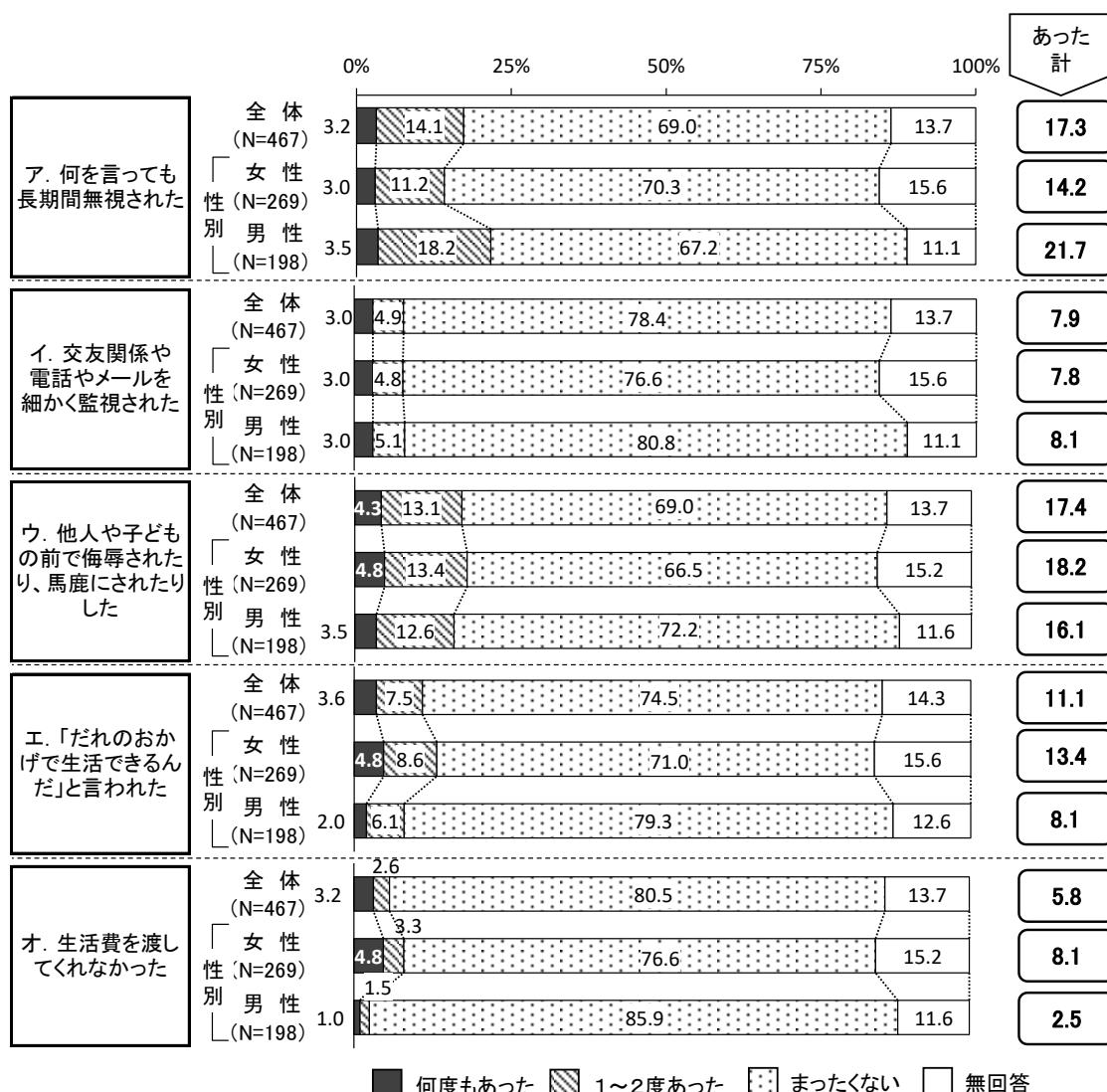
※「ほとんど女性」と「どちらかといえば女性」との合計を『女性中心』、「どちらかといえば男性」と「ほとんど男性」との合計を『男性中心』として集計

(5) 配偶者・パートナーからの暴力(DV)の経験

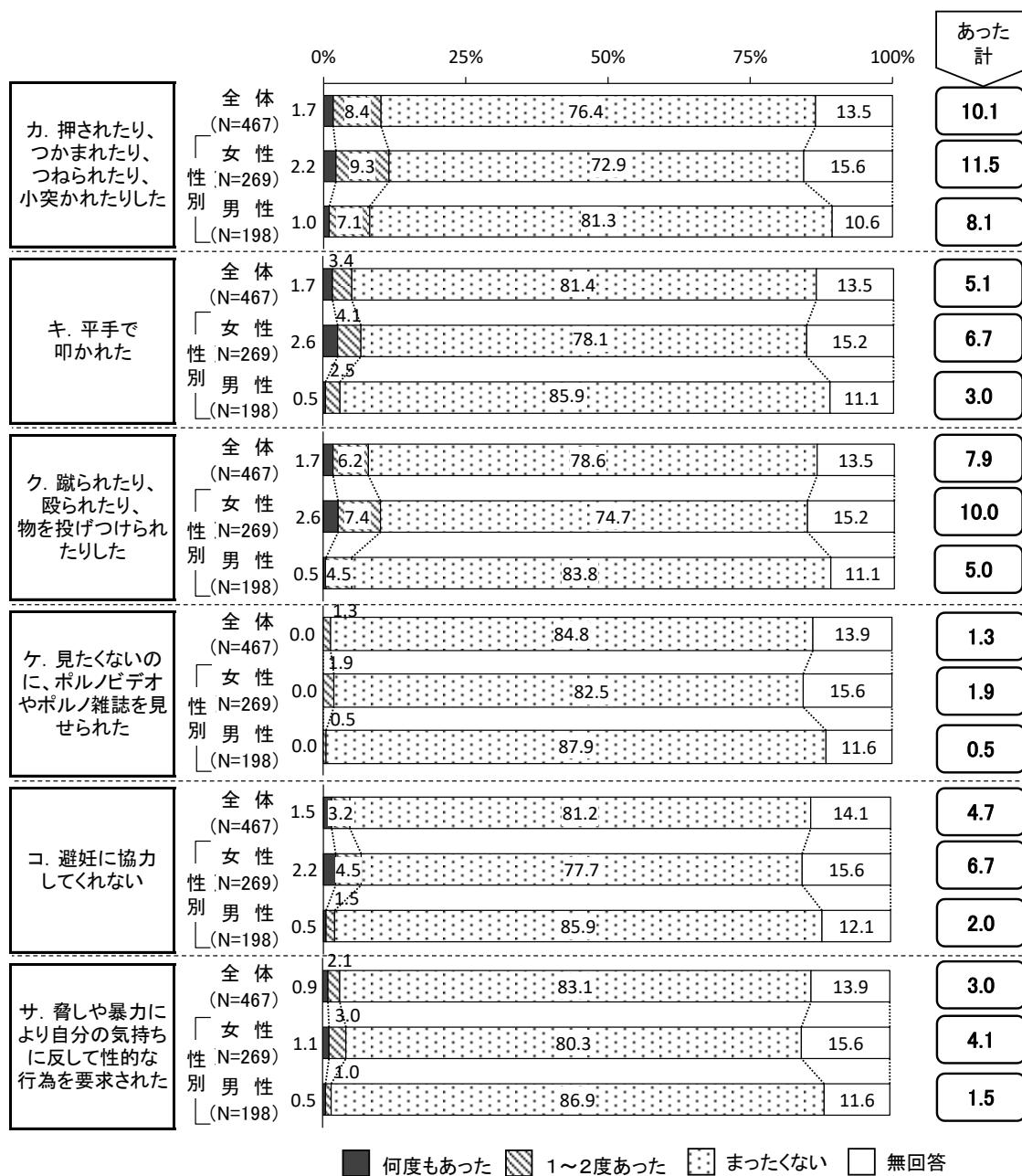
ドメスティック・バイオレンス(DV)の経験について、「何度もあった」と「1~2度あった」をあわせた『あった』をみると、「何を言っても長期間無視された」は男性が 21.7%と女性(14.2%)を 7.5 ポイント上回っていますが、その他の暴力については同程度か女性の方が経験の割合が高く、「だれのおかげで生活できるんだ」と言われた」(13.4%)などの精神的暴力や、「押されたり、つかまれたり、つねられたり、小突かれたりした」(11.5%)「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」(10.0%)などの身体的暴力でも1割以上となっています。

被害にあった人が早期に相談できるよう啓発に努めるとともに、被害者が安心して相談できる窓口の整備や、相談窓口についての情報提供が望されます。

図表2-6-① 配偶者・パートナーからの暴力の経験[全体、性別]



図表2-6-② 配偶者・パートナーからの暴力の経験[全体、性別]

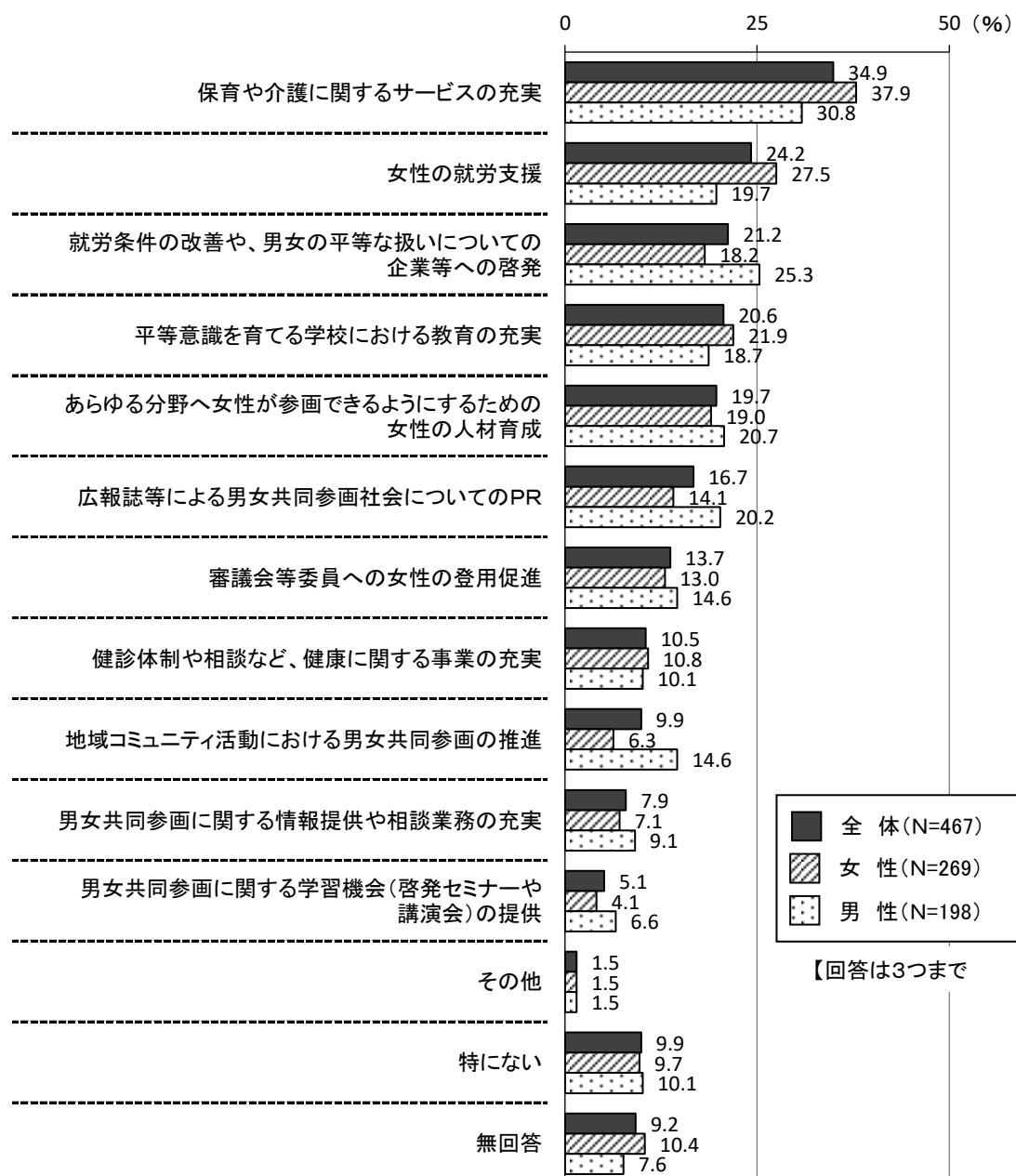


(6) 男女共同参画社会の実現に向けて

男女共同参画社会を実現していくための行政要望としては、「保育や介護に関するサービスの充実」が最も高く、「女性の就労支援」「就労条件の改善や、男女の平等な扱いについての企業等への啓発」「平等意識を育てる学校における教育の充実」「あらゆる分野へ女性が参画できるようにするための女性の人材育成」などが続いています。

男女共同参画社会の実現に向けては、性別や年代、ライフステージによって多様な支援や取組が求められています。

図表2-7 男女共同参画社会を実現するための行政要望[全体、性別]



第3章 第2次計画の評価

平成31年3月に策定した第2次計画では、基本理念「男女が互いに思いやり、自分らしく、ともに生きるまち 吉富」の実現を目指して、3つの基本目標と9つの重点目標を定めて、各種施策を推進してきました。本計画の達成状況を図るものとして、17項目の管理指標を設定しています。

管理指標の達成状況

第2次計画では、次の17項目の管理指標について、計画期間の最終年度である令和5年度までに達成すべき目標値を定めました。目標を達成した項目は1項目のみでしたが、

13項目で数値の改善がみられました。

基本目標1 男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり

重点目標1 男女共同参画への意識づくり

長い間培われてきた性別に基づく固定的な役割分担意識や社会通念・慣行などの見直しが行えるよう、広報やホームページを活用するとともに講演会の実施など様々な意識啓発活動を行いました。町民アンケート結果では、固定的性別役割分担意識に改善が見られましたが、目標には達していません。

第3次計画では、家庭や地域、職場といった様々な場で性別による無意識の思い込み「アンコンシャス・バイアス※」とともに従来の固定的な性別役割分担意識の解消と、それに基づく具体的な「行動」へのつながりを目指した意識改革に向けた啓発が必要です。

管理指標	基準 (平成30年度)	目標 (令和5年度)	現状 (令和5年度)
「男女共同参画社会」という言葉を「内容までよく知っている」町民の割合	5.4%	20.0%	6.4%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」町民の割合	42.8%	70.0%	53.1%
社会全体における男女の地位について「平等になっている」と回答する町民の割合	12.4%	30.0%	12.8%

重点目標 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画の視点に立った学校・保育所等における教育と生涯学習の推進に取り組みました。学校教育においては、人権推進計画に基づく人権教育や性別にとらわれず進路を選択できるよう体験学習や授業を行いました。また、町民の主体的な学習活動への支援にも取り組みました。町民アンケートでは、基準を下回る結果となっており、目標には達していません。

第3次計画では、学校における多様性の理解促進などさらなる人権の学習の充実とともに学習活動に関する情報提供など、町民の自主的な活動への支援の充実が必要です。

管理指標	基準 (平成30年度)	目標 (令和5年度)	現状 (令和5年度)
学校の中で男女の地位が「平等になっている」と思う町民の割合	53.0%	80.0%	45.6%

重点目標 3 性の尊重と暴力の根絶

DV 防止法に基づく町の計画として、被害者の早期発見と相談及び迅速で適切な支援等 DV 対策に取り組みました。また、生涯を通じた女性の健康支援にも取り組みました。さらに性暴力やセクシュアル・ハラスメント等について、町民への啓発活動に取り組みました。

町民アンケート結果では、DV 被害の割合は減少していますが、目標には達していません。

第3次計画では、庁内の連携による相談支援体制の充実と国、県や関係機関と連携した取組が必要です。

管理指標	基準 (平成30年度)	目標 (令和5年度)	現状 (令和5年度)
DVを受けた経験：「平手で叩かれた」ことがあった女性の割合	7.2%	0.0%	5.1%
DVを受けた経験：「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」ことがあった女性の割合	10.2%	0.0%	7.9%

基本目標2 男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり

重点目標1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

男女共同参画週間に広報紙においてキャッチフレーズを掲載し、町民への意識啓発に取り組みました。また、福岡県などの広報紙やチラシを配架して学習機会等の情報提供等も行いました。

町民アンケートでは、認知度に若干の改善が見られましたが、目標には達していません。

第3次計画では、ワーク・ライフ・バランスについてさらなる啓発に取り組むことが必要です。

管理指標	基準 (平成30年度)	目標 (令和5年度)	現状 (令和5年度)
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という言葉を「内容までよく知っている」町民の割合	6.2%	20.0%	8.1%

重点目標2 家庭における男女共同参画の促進

町民に向けて講演会や子育てへの父親の参加についての学習会などを実施し、家庭での男女共同参画について、町民への意識啓発や情報提供に取り組みました。

町民アンケートでは、現状についてあまり改善が見られず、依然として「育児・子どものしつけ」や「病人・高齢者の介護」は女性の負担となっています。

第3次計画では、家庭内の男女共同参画についての意識啓発や育児・介護サービスの充実など、さらなる施策の推進が必要です。

管理指標	基準 (平成30年度)	目標 (令和5年度)	現状 (令和5年度)
家庭における役割分担：「育児・子どものしつけ」について、「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した町民の割合	50.4%	30.0%	52.3%
家庭における役割分担：「病人・高齢者の世話（介護）」について、「ほとんど女性」、「どちらかと言えば女性」と回答した町民の割合	49.4%	30.0%	49.3%

重点目標3 働く場における男女共同参画の促進

労働環境に関する法律や制度について情報提供を行うとともに、セクシュアル・ハラスメント防止に向けて事業主、雇用者に向けた周知・啓発に取り組みました。また、農業や商工業など自営業における女性の労働に対する適正評価に向けて家族経営協定制度※などについて周知に取り組みました。

町民アンケートでは、現状について改善が見られましたが、目標には達していません。

第3次計画において、事業主、雇用者の双方に向けて積極的な広報・啓発活動等に取り組むことが必要です。

管理指標	基準 (平成30年度)	目標 (令和5年度)	現状 (令和5年度)
職場での「幹部への登用」について、男性の方が優遇されていると思う町民割合	42.1%	20.0%	29.5%
職場での「賃金」について、男性の方が優遇されていると思う町民の割合	24.6%	10.0%	16.9%

基本目標3 男女が地域や社会に積極的に参画する社会づくり

重点目標1 社会における意思決定過程への男女共同参画の促進

行政において、各種審議会への女性の登用、性別にとらわれない人員配置、管理職への登用、介護や育児などの休暇を取得しやすい体制づくりに取り組みました。町民や企業等に対しては、女性の登用の重要性についての啓発に取り組みました。

現状では審議会などの女性委員の割合等に改善が見られたものの目標には達していません。町職員の管理職に占める女性の割合は、性別にとらわれず能力に応じた配置を行うことで、目標を達成しました。

第3次計画において、審議会などの女性委員や行政の管理職への女性の登用に向けてさらなる施策の推進が必要です。

管理指標	基準 (平成30年度)	目標 (令和5年度)	現状 (令和5年度)
町の審議会などの女性委員の割合	26.6%	40.0%	27.9%
町職員の管理職に占める女性の割合	9.1%	20.0%	31.3%

重点目標2 地域社会への男女共同参画の促進

地域社会での男女平等意識や地域活動における男女共同参画の視点が定着するよう様々な機会を捉えて啓発活動に努めるとともに、地域で活動する団体への支援を行いました。

また、青少年や高齢者、障がいを持つ人などが地域活動に参画できるよう、学校や地域包括支援センター等と連携して居場所づくりや講座の開催、相談などに取り組みました。

町民アンケートでは、現状については改善が見られましたが、目標には達していません。

第3次計画では、地域社会への男女共同参画がさらに促進されるよう、取組を進めることが必要です。

管理指標	基準 (平成30年度)	目標 (令和5年度)	現状 (令和5年度)
地域活動の中で、男女の地位が平等になっていると思う町民の割合	23.7%	40.0%	27.6%
慣習・しきたりの中で男女の地位が平等になっていると思う町民の割合	9.8%	20.0%	12.6%

重点目標3 男女共同参画の視点に立った安心・安全体制の確立

地域社会での男女共同参画の視点に立った防災体制や防犯体制づくりについて継続的な啓発活動に努めるとともに、各種団体の活動支援を行いました。町民アンケートでは、現状について改善が見られましたが、目標には達していません。

第3次計画では、地域や各種団体との協働による継続した各種取組を進めることが必要です。

管理指標	基準 (平成30年度)	目標 (令和5年度)	現状 (令和5年度)
地域防災会議における女性委員の割合	5.6%	20.0%	11.1%
自主防災組織における女性委員の割合	6.5%	20.0%	5.0%

第4章 第3次計画の基本的な考え方

1 計画策定の視点

国の第5次男女共同参画基本計画を考慮した計画

第2次基本計画では、「男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり」、「男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり」、「男女が地域や社会に積極的に参画する社会づくり」の3つの基本目標を基に計画を推進してきました。

本計画は、令和2年12月に国が定めた「第5次男女共同参画基本計画」で掲げられた基本的な視点及び取り組むべき事項についても考慮した計画とします。

国の第5次男女共同参画基本計画における基本的な視点及び取り組むべき事

- ① 男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。それが、持続可能な開発目標(SDGs)の実現にも不可欠である。また、若年世代を中心とした取組と連携し、持続可能な活力ある我が国経済社会を次世代に引き継ぐことが重要である。
- ② 指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。そのため、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画社会基本法第2条第2号に定められている積極的改善措置(ポジティブ・アクション)も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要がある。
- ③ 男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となる。その際、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が男女どちらかに不利に働くかのように、メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要がある。
- ④ 人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。
- ⑤ AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。
- ⑥ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある。
- ⑦ 多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。
- ⑧ 頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。
- ⑨ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。
- ⑩ ①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

(1) 働く場における男女共同参画と

ワーク・ライフ・バランスの推進

町民アンケート調査の結果では、男性が育児休業を取ることについて、「父親自身の成長のためにもどることが望ましい」が39.0%、「父親として当然である」が16.7%と男性の育児休業取得に肯定的な意見が多数を占めた一方で、「職場環境を考えると取りにくい」が25.3%となっており、特に30~40歳代の男性では5割前後と高くなっています。職場の環境により男性が育児休業を取得しづらい状況があることがうかがえます。

また、女性が働きやすい環境をつくるために重要なこととして、「短時間労働や在宅勤務などの多様な働き方ができる環境を整備する」(49.9%)、「パートタイムなどの女性の労働条件を改善する」(30.6%)、「育児や介護のための施設・サービスを充実する」(27.6%)、「出産後も職場復帰できる再雇用制度を充実する」(26.6%)などがあげられており、多様で柔軟な働き方や、ライフステージや雇用形態に応じた支援が求められています。

男女がともに仕事とプライベートをともに両立させながら働き続けることができるよう、働く場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組が必要です。

(2) 性暴力やDVの根絶と被害者への支援

男女共同参画社会の実現に向けては、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が安心して安全に暮らす権利が保障されることが重要です。しかし、現実には、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、性に関する暴力や人権侵害が発生しています。

町民アンケート調査では、パートナーから「押されたり、つかまれたり、つねられたり、小突かれたりした」(11.5%)、「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」(10.0%)などの身体的暴力を受けた経験がある女性が1割を超えています。また、セクシュアル・ハラスメントについては、女性の約4割、男性の2割強がセクシュアル・ハラスメントを受けた経験があるとしています。暴力やDVについての知識と理解を深め、性暴力やDVの防止及び早期発見を図るとともに、被害者の相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

(3) 意思決定過程への女性の参画の拡大

町政や地域活動において、政策や方針決定に立場や経験が異なる人が参画し、多様な視点や発想を反映させることは、男女共同参画社会の実現だけではなく地域の活性化を図るうえでも重要です。しかし、町民アンケート調査では、「政治・政策決定の場で」について男性の方が優遇されていると感じている人が67.7%に上り、平等になっていると感じている人は12.0%にとどまっています。

政策・方針決定の場への女性参画および地域活動における男女共同参画を推進するとともに、町内事業所への職場における男女共同参画と女性の登用について理解の促進を図る必要があります。

（4）困難な問題を抱える方への支援

新型コロナウイルス感染拡大により、賃金格差など社会構造に起因する男女格差を背景として、非常時での経済面、就業面等の影響が、女性に対してより大きく表れることが明らかになりました。また、高齢者や障がい者、外国人住民など、社会的に弱い立場になりやすい人は、女性であることで、より困難を抱えがちであることが近年指摘されています。さらに、LGBTQ^{*}等の性的少数者は、社会の無理解や偏見、差別により、生活するうえで様々な不利益を被る場合があります。

令和6年から施行される「困難女性支援法」では、経済的困窮やDV・性暴力被害など、様々な困難を抱える女性への支援のために必要な施策を講じることとされており、本計画においては、性別に関わらず生活上の困難な問題を解決するための支援を実施します。

（5）防災対策への男女共同参画の視点の導入

これまでの災害対応においては、意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、性別によるニーズの違い等への配慮がなされないといった課題が指摘されてきました。特に避難所運営の際には、乳幼児や妊産婦、障がい者、高齢者等あらゆる住民への配慮に欠くことのないよう、きめ細やかな対応が必要であり、男女共同参画の考え方を取り入れた防災体制の確立が不可欠です。

国も令和2年5月、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめた「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を策定しており、「平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる」こと等が基本理念として盛り込まれています。

本計画においても、男女共同参画の視点を防災対策に取り入れていくこととします。

2 計画の基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる社会」です。

第3次基本計画においても、第2次基本計画の基本理念を継承し、本町において男女共同参画社会の確立を目指して、「みんなが互いに思いやり、自分らしく、ともに生きるまち」の実現に向けて本計画を着実に推進していきます。

**みんなが互いを思いやり、自分らしく、
ともに生きるまち 吉富**

3 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、町民、事業者、行政による協働のもと、以下の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1

みんなが互いに認め合い尊重し合う社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりが男女共同参画について理解を深めるとともに、お互いを認め合い尊重しあえるよう、固定的な性別役割分担や、性別に関する偏見にとらわれない意識を育むことが重要です。さらに、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が安心して安全に生活できるよう、DVやハラスメント等の暴力や人権侵害の防止や、社会的に困難な状況におかれがちな人への支援に努める必要があります。

町民や事業者に向けた男女共同参画に関する啓発活動と情報提供を行い、男女共同参画意識の向上を図ります。様々な機会を活用し、あらゆる世代に対する男女共同参画及び人権の視点に立った教育・学習機会を充実します。DVやハラスメントなどのあらゆる暴力について、未然の防止と適切な相談支援に努めるとともに、生活上の困難を抱える人の支援の充実を図ります。

重点目標1 男女共同参画意識の向上

重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

重点目標3 性の尊重と暴力の根絶

重点目標4 誰もが安心して暮らせるための支援

基本目標2

みんなが仕事も家庭もともに担う社会づくり

男女がともに経済面、生活面で自立できる環境を整えることは、男女共同参画を推進するうえでは大変重要です。そのためには、男女がともに対等な立場で個性や能力を発揮できる職場づくりを進めるとともに、職場においても家庭においても固定的な性別役割分担を見直し、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスを実現できるよう取り組む必要があります。

町民や事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスや機会均等の重要性についての啓発や関連する法制度の情報提供を行い、働く場における男女共同参画を推進します。また、男性の生活自立に向けた取組や、仕事と子育てや介護との両立支援を充実し、家庭での男女共同参画を促進します。

重点目標1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

重点目標2 家庭における男女共同参画の促進

重点目標3 働く場における男女共同参画の推進

基本目標3

みんなが地域や社会に積極的に参画する社会づくり

男女がともに政策決定や方針の立案や事業の計画など意思決定の場に積極的に参画し、様々な立場から意見やアイデアを出し合うことは、男女共同参画社会の実現には不可欠です。しかしながら、地域の役職等には依然として男性が多い現状があり、地域での活動における女性の登用や、女性人材の育成など、男女が対等に参画できる環境を整えることが必要です。また、防災や災害対応においては、非常時に多様なニーズに対応できるよう、男女共同参画の視点を反映させることが求められています。

防災分野を始め、町のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れるよう、町の審議会等への女性委員の積極的な登用を進めると同時に、地域の団体等に對して啓発を行い、地域での男女共同参画を促進します。

重点目標1 社会における意思決定過程への男女共同参画の促進

重点目標2 地域社会への男女共同参画の促進

重点目標3 男女共同参画の視点に立った安心・安全体制の確立

4 本計画とSDGsの関連性

平成27年の国連サミットで採択されたSDGsの理念では「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、令和12年までの国際社会全体の持続可能な17のゴール(目標)を定めています。第3次基本計画では、包括的な17のゴールのうち、ゴール5「ジェンダー平等の実現」をはじめとして各基本目標と関連するゴールの視点を踏まえて、男女共同参画の取組を推進していきます。

◇基本目標とSDGsとの関連性

基本目標	対応するSDGs				
基本目標Ⅰ みんなが互いに認め合い尊重し合う社会づくり	   				
基本目標Ⅱ みんなが仕事も家庭もともに担う社会づくり	    				
基本目標Ⅲ みんなが地域や社会に積極的に参画する社会づくり	    				

◇関連するSDGsのゴールの内容

	貧困をなくそう	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う
	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

5 計画の体系

基本理念	基本目標	重点目標	施策の基本的方向	頁
みんなが互いを思いやり、自分らしく、ともに生きるまち 吉富	1 みんなが互いに認め合い 尊重し合う社会づくり	1 男女共同参画意識の向上	(1) 意識改革及び社会慣行の見直しの促進 (2) 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供	31 32
		2 男女共同参画の視点に立った 教育・学習の推進	(1) 学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実 (2) 生涯学習における男女共同参画の推進と充実	34 35
		3 性の尊重と暴力の根絶	(1) 性の尊重と生涯を通じた健康支援 (2) あらゆる暴力の根絶に向けた取組 (3) 配偶者等からの暴力根絶に向けた取組	37 38 39
		4 誰もが安心して暮らせるための 支援	(1) ひとり親家庭の自立に対する支援 (2) 高齢者、障がい者への支援 (3) 困難な問題を抱える方への支援	42 43 43
	2 みんなが仕事も家庭も ともに担う社会づくり	1 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスについての啓発の推進	44
		2 家庭における男女共同参画の促進	(1) 男性の家事・育児参画の推進 (2) 子育て・介護環境の整備・充実	46 47
		3 働く場における男女共同参画の 推進	(1) 働く場における均等な機会と待遇の確保の推進 (2) 多様な働き方への支援	50 51
	3 みんなが地域や社会に 積極的に参画する 社会づくり	1 社会における意思決定過程への 男女共同参画の促進	(1) 政策方針決定過程への参画促進 (2) 企業・地域活動団体などにおける女性の参画促進 (3) 女性リーダーの養成と環境づくり	53 54 54
		2 地域社会への男女共同参画の促進	(1) 地域活動等への男女共同参画の促進	56
		3 男女共同参画の視点に立った 安心・安全部体制の確立	(1) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 (2) 男女共同参画の視点に立った 安心・安全なまちづくりの推進	60 61

第5章 基本目標ごとの取組

基本目標1 みんなが互いに認め合い尊重し合う 社会づくり

重点目標1 男女共同参画意識の向上

《現状と課題》

「男らしく」「女らしく」「男は仕事、女は家庭」など、性別についての偏見や固定的な役割分担意識は、私たちの生活の中に深く根づき、様々な形で私たちの行動に影響を与えています。近年では、相手の属性によって無意識のうちに偏った判断や評価をしてしまう「め」（無意識の偏見）の問題も指摘されており、男女共同参画社会の実現を目指すうえでは、一人ひとりが改めて自分自身の偏見や固定観念について振り返ることが必要とされています。

町民アンケート調査の結果では、「男は仕事、女は家庭」といういわゆる性別役割分担について「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計は 70.7%で、平成 30 年調査と比べて 8.0 ポイント増加しており、性別役割分担を支持しない町民が増えています。一方、「男女共同参画社会」という言葉について、「内容までよく知っている」と「内容も少しは知っている」の合計は 35.1%で、平成 30 年調査からほぼ変化していません。

本町では、固定的な社会通念や慣行などを見直し、男女共同参画社会への理解を深めることができるように、町民に積極的に働きかけ、男女の人権が等しく尊重される意識づくりについて意識啓発を行ってきましたが、今後も引き続き、意識啓発に努めていくことが重要です。

男女共同参画社会の理念や内容について、様々な機会を活用して啓発を行い、町民の理解を深めます。固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見に基づく社会慣行や表現について見直しを進めるとともに、男女がともに社会を担う意識づくりを促進します。さらに、男女共同参画に関連する法制度や、国、県及び他市町村の取組について情報収集を行い、町民に対する適切な情報提供による啓発を推進します。

《施策の基本的方向》

1. 意識改革及び社会慣行の見直しの促進

施策項目	取組内容	担当課
①広報・啓発活動の充実	●町の広報紙やホームページなど、あらゆる機会、媒体を活用し、「男女共同参画社会」の理念や内容について、わかりやすい広報、意識啓発に努めます。	未来まちづくり課 住民課
②広報物等の表現への配慮	●町が発行する広報紙、冊子、ポスター等の刊行物において、男女共同参画の視点に立った表現に配慮します。	全庁

第5章 基本目標ごとの取組(基本目標1)

施策項目	取組内容	担当課
③ともに社会を担う意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する講演会を町民や自治会、町内企業、学校関係者等を対象として開催し、町民への意識啓発を推進します。 ●男女共同参画週間に男女共同参画に関するキャッチフレーズ等について広報紙に掲載し、町民への意識啓発を行います。 	住民課

2. 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供

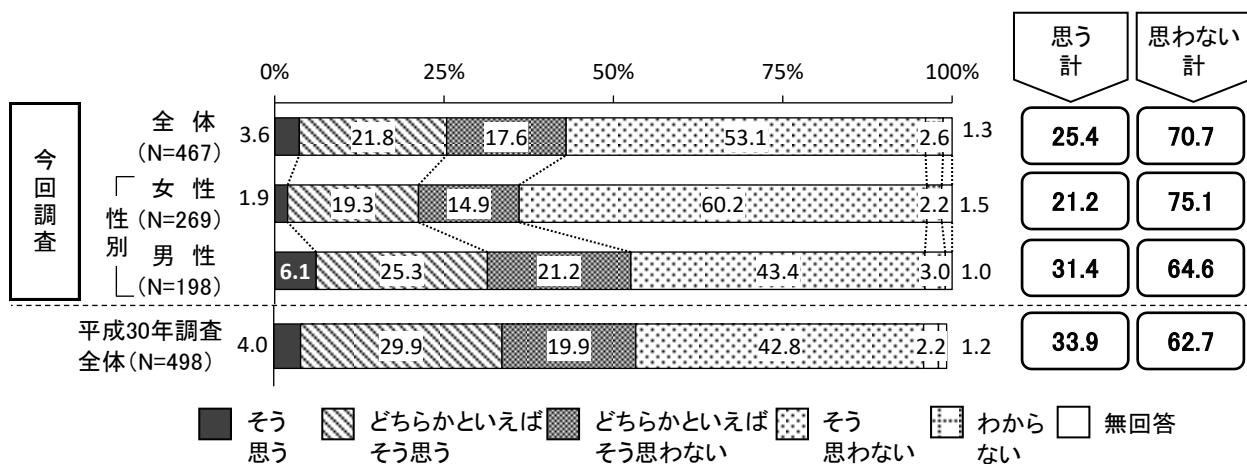
施策項目	取組内容	担当課
①法律・制度の理解促進のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画基本法、男女雇用機会均等法など男女共同参画に関連の深い法律や制度について、広報紙やホームページ、啓発冊子など多様な機会を通じて周知・啓発を行います。また、相談窓口についても情報提供の充実を図ります。 	住民課 福祉保険課
②情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画を取り巻く状況に対応した国、県、市町村などの調査や取組状況について情報収集に努め、県や市町村の広報紙なども活用して情報提供に努めます。 ●男女共同参画に関する町民意識の実態把握と調査結果の検証と公表に努めます。 	住民課

《管理指標と目標》

管理指標	現状 (令和5年度) (2023年度)	⇒	目標 (令和15年度) (2033年度)
「男女共同参画社会」という言葉を「内容までよく知っている」町民の割合	6.4%	⇒	20%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」町民の割合	53.1%	⇒	70%
社会全体における男女の地位について「平等になっている」と回答する町民の割合	12.8%	⇒	30%

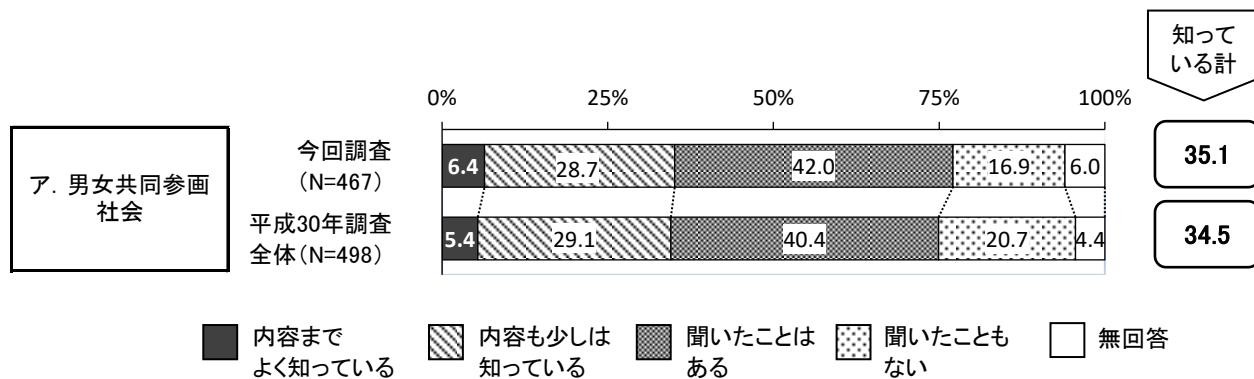
《参考データ》

図表5-1 固定的性別役割分担意識[全体、性別](前回調査比較)【再掲】



資料:町民アンケート結果

図表5-2 「男女共同参画社会」の認知度(前回調査比較)



資料:町民アンケート結果

重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

《現状と課題》

人は、社会の中で様々な人と接することで、社会や集団のルール、価値観を学び、身につけていきます。特に、乳幼児期から学齢期にかけては、様々なことを吸収する時期であり、子どもたちにとって身近な存在である保護者や保育・教育関係者、近隣住民の言動や考え方や地域の慣習などが、子どもたちの個性や可能性を狭めてしまうことがないよう、男女共同参画の視点から配慮することが求められます。また、LGBTQ等の児童・生徒は、周囲の無理解や偏見によって学校生活において困難を抱える場合があり、子どもたちや周囲の大人が性の多様性についての理解を深め、必要な支援を行うことが重要です。

町民アンケート調査の結果を見ると、「男女の平等感」について、「平等になっている」という回答は「学校の中で」45.6%で最も高くなっています。今後も、男女共同参画の視点に立った教育を推進していくことが必要です。また、「学校教育で配慮してほしいことや力を入れてほしいこと」として、「性別に関わらず、個性や能力を活かせるような生徒指導や進路指導に配慮する」が最も高くなっています。児童・生徒一人ひとりの個性を尊重した指導が求められています。

幼い頃からの発達段階に応じ、男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・保育を推進するとともに、社会的性別（ジェンダー）※に基づいた固定的な役割観を植えつけないよう、不必要的性による区別など、日常の教育活動の点検・見直しを進め、学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実を図ります。男女共同参画意識を高める生涯学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習への参加促進を図ります。

《施策の基本的方向》

1. 学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実

施策項目	取組内容	担当課
①男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育の中で積極的に男女共同参画社会について学習する機会を設けます。 ● 人権推進計画及び年間指導計画を作成し、みんながお互いの人権を尊重する人権教育を行います。 ● 乳幼児期から、性別などにかかわらず子どもの発達段階に応じた教育・保育を行います。 ● 学校において、発達段階に応じた指導を行い、全教育活動の場で自他の生命の大切さ・尊さやお互いを認め合うこころを養います。 	教務課 子育て健康課
②教育・保育関係者に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校・保育所等における男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画に関する研修会などを実施して教育・保育関係者の男女共同参画に対する理解を深めて意識を高めるよう啓発していきます。 	教務課 子育て健康課

施策項目	取組内容	担当課
③多様な進路選択を可能にする指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒が性別などにとらわれることなく、自らの生き方を考え、自分の意志で進路を選択する能力・態度を身に付けることができるよう、指導を充実します。 ●福祉教育や職場体験学習など幅広い体験活動を行うことにより、自尊感情やコミュニケーション能力など、生きる力を養うための指導の充実を図ります。 	教務課 子育て健康課
④性の多様性への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ●学校において、児童・生徒の性自認に対する正しい理解の促進を図る教育を行います。 ●学校において児童・生徒の性的指向・性自認への配慮を行います。 	教務課

2. 生涯学習における男女共同参画の推進と充実

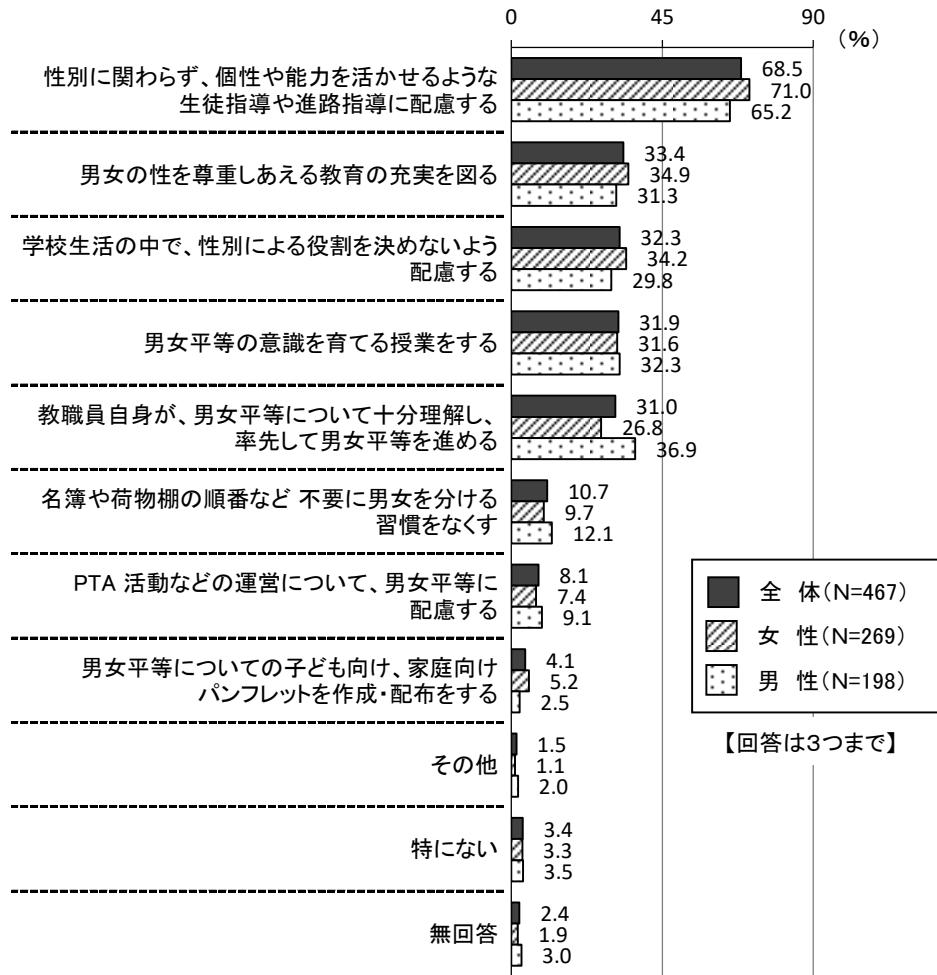
施策項目	取組内容	担当課
①男女共同参画意識を高める学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習講座、各種子育て講座など男女共同参画意識を高め、男女共同参画社会づくりに対する正しい理解を深める学習機会の提供を図ります。 ●福岡県男女共同参画推進センターなど自治体の講演会などの情報を広報などで周知します。 	教務課 子育て健康課 住民課
②生涯学習に対する情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ●町民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する福岡県や関係団体の情報収集に努めて、町の広報紙やホームページなどで提供します。 	教務課 住民課
③生涯学習活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ●魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づくりなどを促進するとともに、託児付き講座の開催や開催時間の配慮を行うなど、参加しやすい環境づくりに努めます。 	関係各課

《管理指標と目標》

管理指標	現状 (令和5年度) (2023年度)	⇒	目標 (令和15年度) (2033年度)
学校の中で男女の地位が「平等になっている」と思う町民の割合	45.6%	⇒	80%

《参考データ》

図表5－3 学校教育において配慮してほしいこと[全体、性別]



資料：町民アンケート結果

重点目標3 性の尊重と暴力の根絶

《現状と課題》

すべての人の人権が守られ、生涯にわたって安全で健康な生活を営むことができることは、男女共同参画社会の根幹をなすものです。特に女性は妊娠や出産をする可能性があり、男性とは異なる健康上の課題に直面する場合があるため、性別やライフステージに応じた健康支援が必要です。

一人ひとりが基本的人権の一つであるリプロダクティブ・ヘルス＆ライツ（性と生殖に関する健康・権利※）について理解し、性や生殖、健康について主体的に考え、行動できるよう、学習機会を提供することが求められます。

また、DV やセクシュアル・ハラスメントなどの性に基づく人権侵害は、男女共同参画社会の実現を目指すうえで克服すべき重大な課題です。DVは犯罪となる行為を含む人権侵害であると同時に、被害者のみならず養護する子ども等にも心理的外傷を与えるなど深刻な影響を及ぼします。DVやセクシュアル・ハラスメント、性暴力、ストーカー行為など、性に関連するあらゆる暴力を根絶するために、人権尊重と暴力根絶の意識を養うとともに、暴力の被害者を支援する体制を整えることが重要です。

町民アンケート調査の結果では、身体的暴力に比べて精神的暴力や性的暴力、経済的暴力をDVと思わない人の割合が高い傾向にあり、DVについての意識啓発が引き続き必要です。また、DVを受けた経験については、女性の約1割が「押されたり、つかまれたり、つねられたり、小突かれたりした」などの身体的暴力を経験しています。セクシュアル・ハラスメントについても、女性の約 4 割、男性の2割強が受けた経験があると回答しています。しかし、DVやセクシュアル・ハラスメントの被害を受けた際の相談については、「誰（どこ）にも相談しなかった」という割合が高く、相談した人でも「友人・知人」や「家族」への相談がほとんどで、民間の相談機関や公的相談窓口など専門機関に相談した人はごくわずかです。

リプロダクティブ・ヘルス＆ライツについて、正しい理解と意識の浸透に努め、性を尊重する意識の醸成を図ります。また、町民の性別やライフステージに配慮した健康支援を行います。DV やセクシュアル・ハラスメントなど、性に関するあらゆる暴力を根絶するための基盤づくりを進めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。

《施策の基本的方向》

1. 性の尊重と生涯を通じた健康支援

施策項目	取組内容	担当課
②メディア・リテラシー※教育の普及	<ul style="list-style-type: none"> ● メディア上で発信される情報を理解し、読み解く力を身に付けるための学習機会の提供に努めます。また、学校教育においても、メディア・リテラシーに関する授業を実施します。 ● 男女共同参画の視点によるメディア・リテラシーに関する情報の収集や提供を行い啓発に努めます。 	教務課 住民課

施策項目	取組内容	担当課
②健康づくりの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●「健康よしとみ 21(吉富町健康増進計画)」に基づき、町民のライフステージに応じた自発的な健康づくりのために支援を行います。 ●健康診査の受診を奨励し、町民の健康管理の促進に努めます。 ●健康づくりを支援するため、健康教育及び相談体制の充実を図ります。 	子育て健康課
③リプロダクティブ・ヘルス＆ライツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●リプロダクティブ・ヘルス＆ライツについて、正しい理解と意識の浸透のため啓発活動に努めます。 ●妊娠・出産に関し正しい理解と認識を深め、安心・安全に妊娠・出産できる環境整備に努めます。 ●妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。 ●乳がん、子宮がんなど女性特有の各種がん検診、骨粗しょう症検診の充実を図るとともに受診を奨励し、町民の健康管理の促進に努めます。 	住民課 子育て健康課

2. あらゆる暴力の根絶に向けた取組

施策項目	取組内容	担当課
①暴力を根絶するための基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ●暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。 ●被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携の強化を図ります。 ●DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等について学習機会の提供や啓発・周知に努めます。 	住民課 子育て健康課
②セクシュアル・ハラスメントなど性暴力防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●性暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど異性間の暴力防止に向けた啓発活動の推進に努めます。 ●企業や団体への防止対策や相談体制づくりへの働きかけに努めます。 	住民課 子育て健康課

3. 配偶者等からの暴力根絶に向けた取組

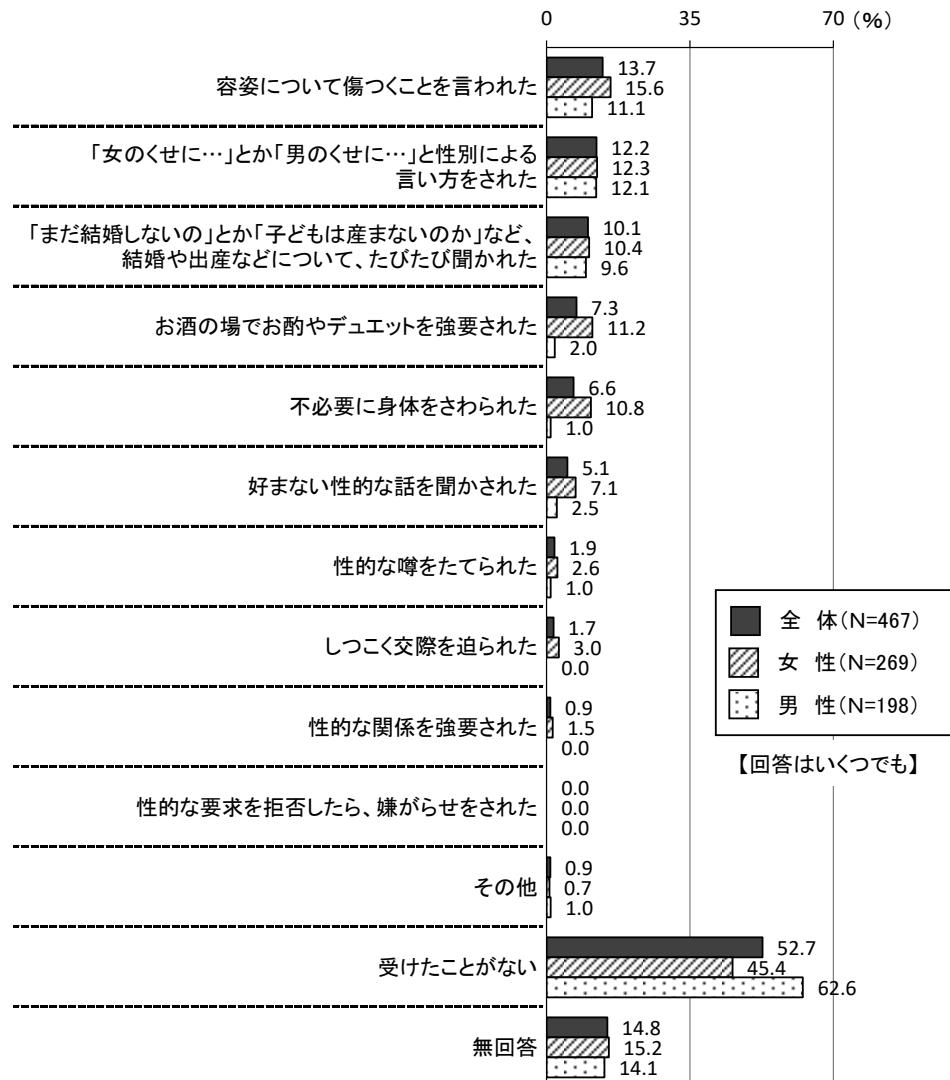
施策項目	取組内容	担当課
①配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● DVが起きる背景となる意識の根絶、DVの危険性を深く浸透させるとともに、正しい知識の普及などDV防止に関する啓発の強化に努めます。 ● 被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護など安全な生活の確保に向けた体制の整備に努めます。 	住民課 子育て健康課
②DVに関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者が安心して相談することができる体制の充実と相談員・支援者の資質向上を図ります。 	住民課 子育て健康課
③DV被害者の支援体制の整備と自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。 	住民課 子育て健康課 福祉保険課 関係各課

《管理指標と目標》

管理指標	現状 (令和5年度) (2023年度)	⇒	目標 (令和15年度) (2033年度)
DVを受けた経験 配偶者等から「平手で叩かれた」ことがある町民の割合	5.1%	⇒	0%
DVを受けた経験 配偶者等から「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」ことがある町民の割合	7.9%	⇒	0%

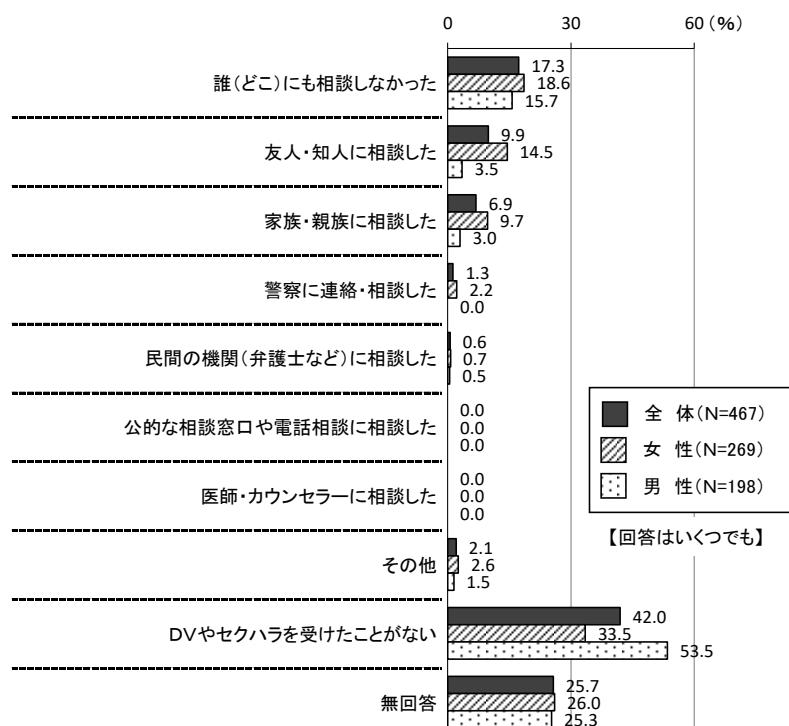
《参考データ》

図表5-4 職場、地域、学校等でのセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)の経験
[全体、性別]



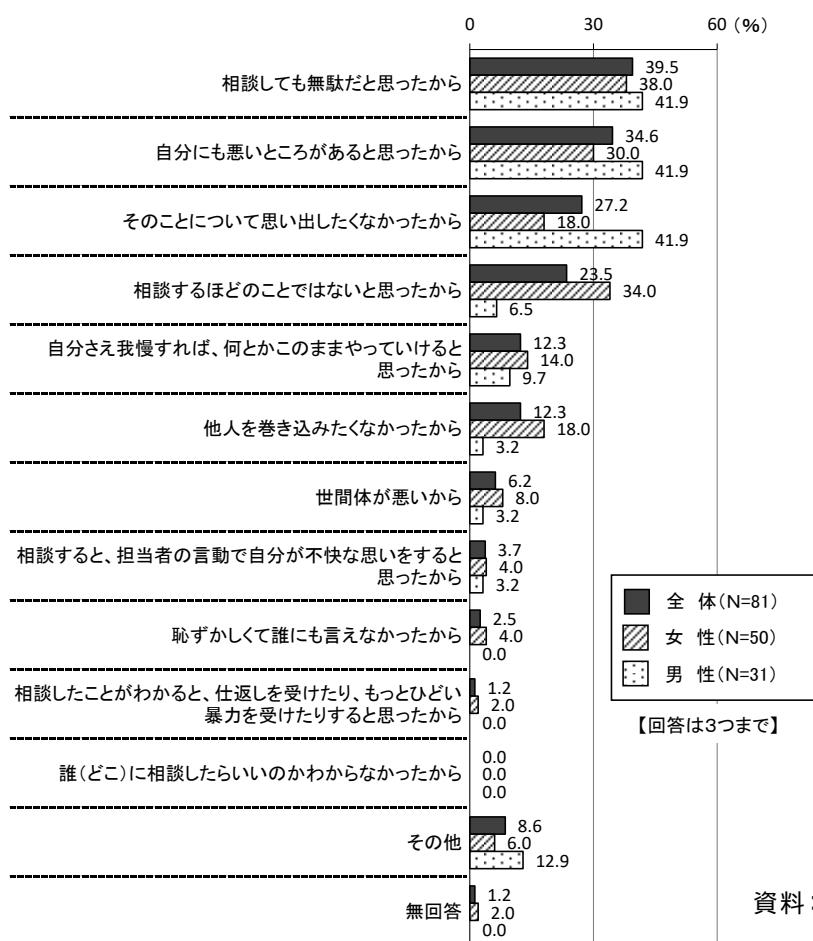
資料：町民アンケート結果

図表5-5 DVやセクシュアル・ハラスメントの被害にあったときの相談[全体、性別]



資料:町民アンケート結果

図表5-6 相談しなかった理由[全体、性別]



資料:町民アンケート結果

重点目標4 誰もが安心して暮らせるための支援

《現状と課題》

新型コロナウイルスの感染拡大は、収入の減少や雇用の打ち切りなど、経済面や就業面での様々な影響をもたらしましたが、それらは女性により大きく影響したことが指摘されています。日本においては、非正規雇用の増加などによって貧困などの生活上の困難を抱える人が増加していますが、非正規雇用は女性の割合が高く、そのため高齢単身女性世帯や母子世帯などの貧困率が高くなっています。

一般的に、ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人住民などは、社会的に弱い立場におけるがちですが、女性であることでより困難な状況におかれてしまう場合があります。一方で、男性においては、固定的な性別役割分担意識やケアの経験が不足していることなどから、家族の介護が必要になった場合に女性とは異なる困難を抱えたり、地域で孤立したりといった問題が生じやすいとされています。また、LGBTQ 等の性的マイノリティへの偏見や差別は依然として存在しており、当事者は様々な生活上の不利益を被ることがあります。令和 6 年 4 月からは、DVや性暴力被害、貧困などの困難を抱える女性への支援について国や自治体の責務を定めた「困難女性支援法」が施行され、社会の中で様々な困難を抱える人への支援について、より一層の取組が求められます。

全ての町民が安心して生活できるよう、特に困難を抱えがちな人のニーズの把握に努め、情報提供や自立に向けた支援を行います。また、困難を抱える人の現状や課題について町民や町職員が正しく理解できるよう啓発を行います。

《施策の基本的方向》

1. ひとり親家庭の自立に対する支援

施策項目	取組内容	担当課
①ひとり親家庭の支援施策の周知	ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、各種助成や手当の支給、資金の貸付などの情報提供に努めます。	子育て健康課
②自立に向けた相談と就労に関する情報提供	ひとり親家庭等に対して情報提供や相談体制を充実するとともに、就業支援など、自立支援を進めます。	子育て健康課 福祉保険課

2. 高齢者、障がい者への支援

施策項目	取組内容	担当課
①高齢者等への介護環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険や介護休業などの制度について、周知とともに、仕事と介護の両立について情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に取り組みます。 ●「吉富町高齢者福祉計画」に基づき、地域包括ケアシステムが充実したまちづくりを行い、高齢者とその家族を支える生活支援体制の充実に取り組みます。 	福祉保険課
②高齢者の自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●「吉富町高齢者福祉計画」に基づき、地域包括ケアシステムが充実したまちづくりを行い、自立支援・介護予防・重度化防止に取り組みます。 ●高齢者の自立と社会参画に向けて就労支援に努めます。 	福祉保険課
③障がい者(児)の自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者(児)に対する理解を深めるとともに、障がい者(児)の自立と社会参加のための支援の充実と環境の整備を図ります。 	福祉保険課

3. 困難な問題を抱える方への支援

施策項目	取組内容	担当課
①困難を抱える方に対する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●多種多様な生活上の困難を抱える方、それぞれに寄り添い、専門機関を紹介する等の支援に努めます。 	関係各課
②性的少数者への理解促進と支援	<ul style="list-style-type: none"> ●性的少数者に対する国・県の制度を活用した支援に取り組みます。 ●多様な性のあり方への理解促進と、性的少数者の人権を尊重する教育・啓発を推進します。 	住民課 教務課

基本目標2 みんなが仕事も家庭もともに担う社会づくり

重点目標1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

《現状と課題》

仕事と私生活をともに充実させ、お互いの相乗効果を高める取組であるワーク・ライフ・バランスは、男女共同参画の実現のためにも重要な意味を持っています。少子高齢化に対応し、社会を維持していくために、性別や年齢等にかかわらず仕事や地域で能力を発揮できる環境を整えることが必要なことはもちろん、一人ひとりが希望する仕事と生活のバランスを実現し、やりがいや充実感をもって生活できることは、人権の問題でもあります。

ワーク・ライフ・バランスを推進するにあたっては、「男性を含めた働き方の見直し」が重要であり、そのためには事業所等が長時間労働の削減や育児休業・介護休業・子の看護休暇の取得促進などの取組を積極的に進めることができます。

町民アンケート調査結果を見ると、ワーク・ライフ・バランスの認知度は、「内容までよく知っている」「内容も少しは知っている」と回答した人が合わせて30.4%と、平成30年調査から認知度に大きな変化は見られません。また、男性が女性と共に家事や介護に積極的に参加するために必要なこととして、「家事、子育てや教育、介護などの分担について、家族で十分話し合い、協力し合うこと」「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」に次いで「労働時間短縮や休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持てるようになること」が高くなっています。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が必要とされています。

町民や事業所等に対し、ワーク・ライフ・バランスの意義や取組例について、わかりやすく啓発と情報提供を進めるとともに、男性の家事・育児参画促進の取組を充実します。

《施策の基本的方向》

1. ワーク・ライフ・バランスについての啓発の推進

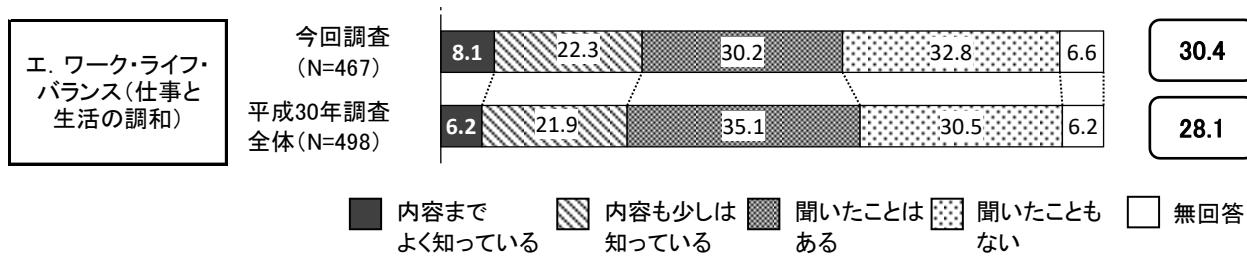
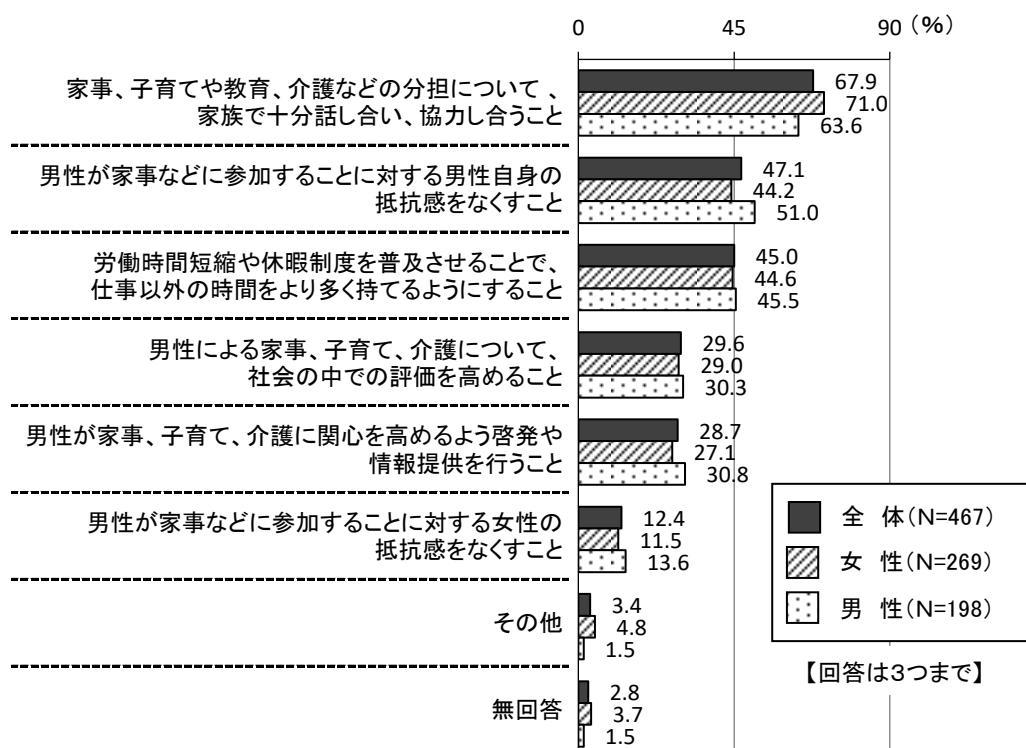
施策項目	取組内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●長時間労働の抑制や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。 ●みんなが家庭や地域の中で積極的な役割を果たせるよう、男性の家事や育児への参画を推進します。 	住民課
②企業に対するワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて周知を図ります。 ●先進的な取組事例等についてその内容と効果等について紹介などの広報に努めます。 	住民課

《管理指標と目標》

管理指標	現状 (令和5年度) (2023年度)	⇒	目標 (令和15年度) (2033年度)
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という言葉を「内容までよく知っている」町民の割合	8.1%	⇒	20%

《参考データ》

図表5-7 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の認知度(前回調査比較)

図表5-8 男性が女性と共に家事、子育て、介護に積極的に参加するために必要なこと
[全体、性別]

重点目標2 家庭における男女共同参画の促進

《現状と課題》

ライフスタイルやライフコース*が多様化している現代においては、性別に関わらず、炊事や掃除、洗濯などの家事や家計の管理など、生活するうえで必要な知識や技術を身につけることが必要です。また、女性の就業率が上昇し、共働き世帯が増加するなか、男性の家事・育児への参画を促すことはもちろん、社会として育児や介護を支援する取組の重要性が増しています。

町民アンケート調査の結果を見ると、家庭での男女の役割分担として、「炊事、掃除、洗濯などの家事」は男女とも8割前後が「ほとんど女性」「どちらかといえば女性」と回答しており、「育児・子どものしつけ」「病人・高齢者の世話（介護）」についても女性が担う割合が高くなっています。

「子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てる方がよい」という子どもの育て方についての考え方では、『思う』とする割合は、前回調査では男女ともに6割を超えていましたが、今回調査では5割程度まで減少しており、子育てに関する考え方には変化が生じています。また、男性が育児休業を取得することについて、「父親自身の成長のためにもどることが望ましい」が39.0%で最も高いものの、男性は「職場環境を考えると取りにくい」が女性に比べて高くなっています。

男女が生活に必要な知識や技術を身につけ、家庭生活においてともに役割を担っていくことの重要性について啓発や学習機会の提供を行います。育児や介護の女性の負担を軽減し、育児や介護を行っている人が性別に関わらず社会参画と家庭参画を両立できるよう、子育て支援や介護支援の充実や環境の整備に努めます。

《施策の基本的方向》

1. 男性の家事・育児参画の推進

施策項目	取組内容	担当課
①あらゆる機会を捉えた家庭での男女共同参画についての意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な機会や手段を活用して、継続的に、家庭での男女共同参画推進に向けた啓発及び学習機会の提供を行います。 ● パパママ教室や男性料理教室など、固定的な性別役割分担意識を解消し、みんなが共に家事や育児を行うための学習機会を提供します。 	住民課 子育て健康課
②男性の生活的自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 男性の育児への参画や家庭生活への参画を推進するため、情報や学習機会の提供等に努めます。 ● 定年後の男性に対して、これまでの経験を生かして地域活動へ参画するための支援に努めます。 ● 高齢期の男性などに対する日常生活の自立に向けた支援に努めます。 	住民課 子育て健康課 福祉保険課

2. 子育て・介護環境の整備・充実

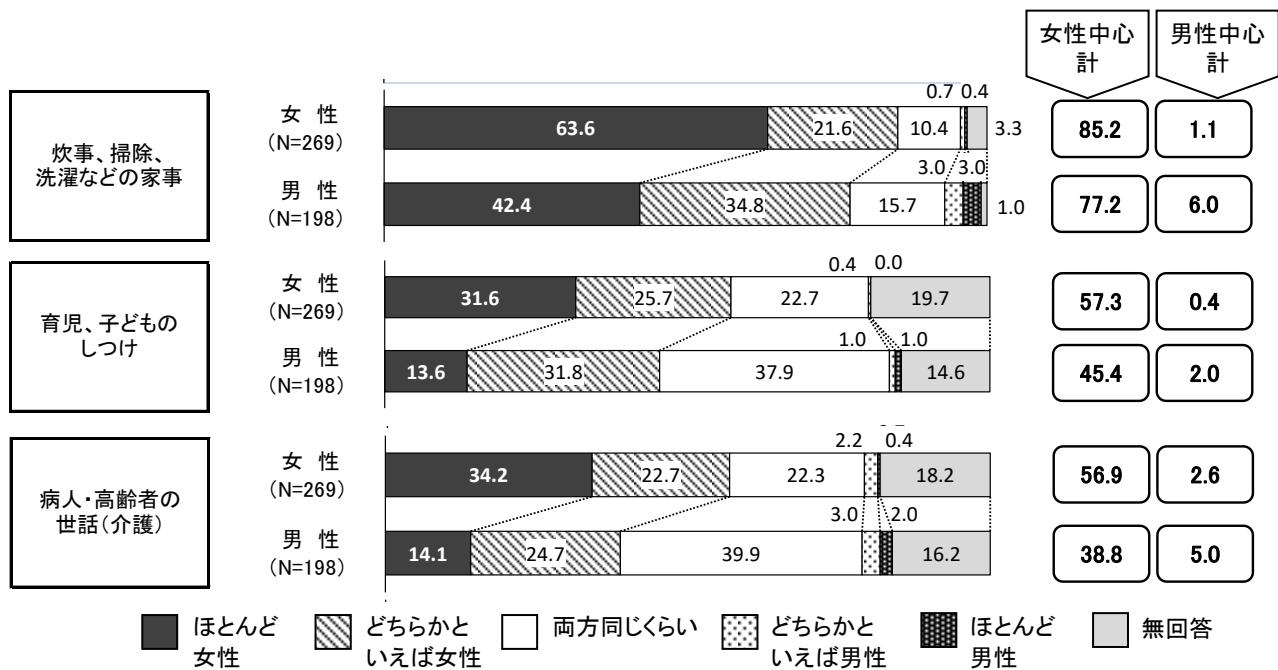
施策項目	取組内容	担当課
①多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実	●「吉富町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるよう、多様な保育サービスを充実します。	子育て健康課
②子育て支援のための環境整備の推進	●子どもを持つ親の孤独感を解消するため、こども家庭センターを拠点に子育て支援センターと連携し、子育てに関する相談や情報収集、子育て世帯の交流の場の提供に努めます。 ●子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援として、相談、情報提供、助言又は保健指導を行うとともに、支援が必要な妊産婦等への支援プランの作成を行います。	子育て健康課
③介護者の環境整備	●介護に関する総合的な相談体制を充実させ、相談窓口の周知に努めます。 ●家族介護者に対する介護教室やリフレッシュ事業、相談事業等、家族介護者の負担の軽減と健康管理の支援に努めます。 ●「吉富町高齢者福祉計画」に基づき、地域包括ケアシステムが充実したまちづくりを行い、高齢者との家族を支える生活支援体制の充実に取り組みます。	福祉保険課

《管理指標と目標》

管理指標	現状 (令和5年度) (2023年度)	⇒	目標 (令和15年度) (2033年度)
家庭における役割分担 「育児、子どものしつけ」について、「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した町民の割合	52.3%	⇒	30%
家庭における役割分担 「病人・高齢者の世話（介護）」について、「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した町民の割合	49.3%	⇒	30%

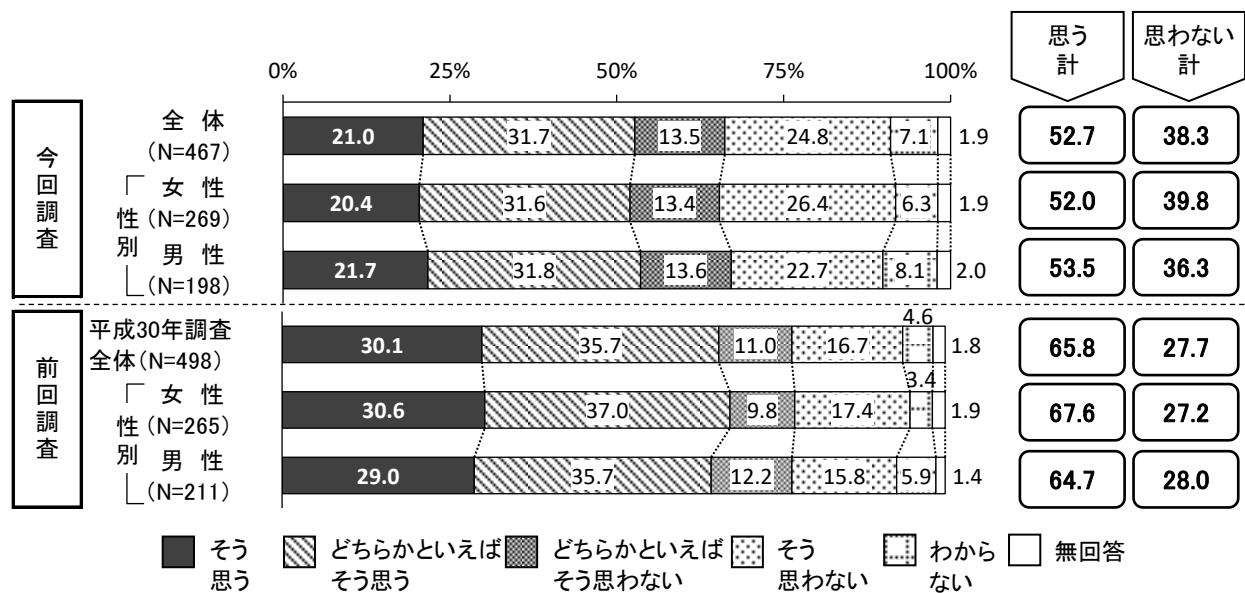
《参考データ》

図表5-9 家庭内の役割分担[性別](再掲)



資料：町民アンケート結果

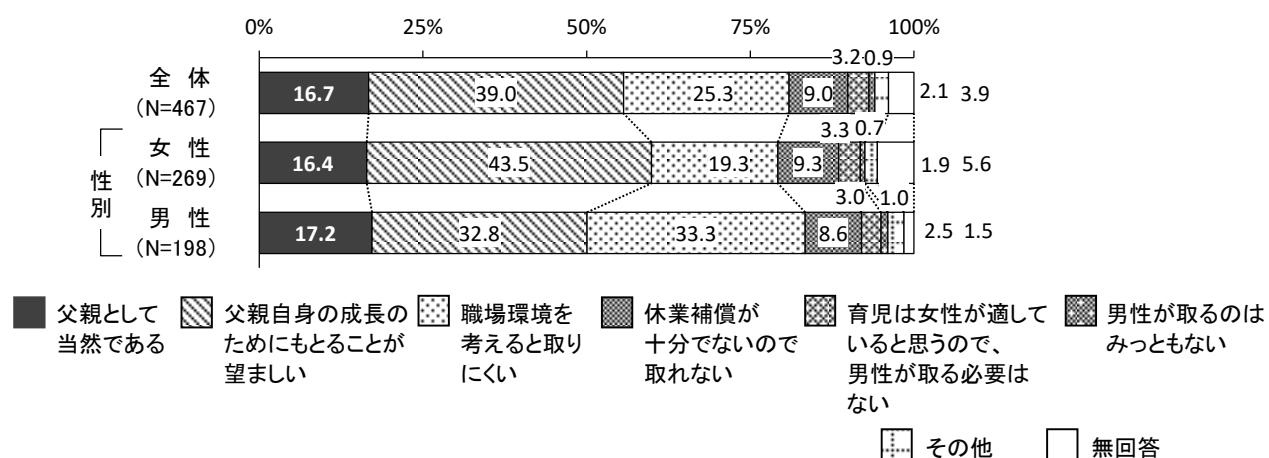
図表5-10 「子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てる方がよい」という考え方について
[全体、性別](前回調査比較)



資料：町民アンケート結果

《参考データ》

図表5-11 男性が育児休業を取ることについて[全体、性別]



資料:町民アンケート結果

重点目標 3 働く場における男女共同参画の推進

《現状と課題》

働くことは、生きていくうえでの経済的基盤を支えるものであるとともに、一人ひとりの自己実現にもつながるものであり、働く場において男女共同参画を実現することは極めて重要です。働きたいと望む人が、やりがいをもって就労を続けていくためには、職場等での不合理な固定的性別役割分担や、性差別的な慣行を見直し、性別に関わらず個性と能力を発揮できる職場づくりを進めることができます。同時に、育児休業や介護休業の取得など、みんながともに仕事と家庭・地域活動などを両立させ、生涯を通じて安心して働き、生活できるよう、社会環境の整備を進める必要があります。

町民アンケート調査の結果では、女性が職業をもつことについて、「ずっと職業を持っている方がよい」が 52.2%で最も高く、平成 30 年調査より約 10 ポイント増加しています。一方で、職場での男女の扱いについては、「平等になっている」の割合が最も高い項目が多いものの、「幹部への登用」や「昇進・昇格」は『男性優遇』が比較的高くなっています。

事業所等において、雇用条件や就労環境の改善、性別による格差や固定的な役割分担の見直し、職場における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた取組が進められ、女性が結婚や出産に関わらず就業継続できるよう、啓発や情報提供を行うとともに、育児や介護で就業を中断した女性の再就業支援や、農業や商工業など自営業における女性の労働の適正評価に向けた啓発に取り組みます。

《施策の基本的方向》

1. 働く場における均等な機会と待遇の確保の推進

施策項目	取組内容	担当課
①働く場における機会均等と男女平等の推進	●男女雇用機会均等法、労働基準法など労働に関する各種法律や制度について、各種広報媒体の利用や講座開催により、事業主、労働者双方への周知・啓発・情報提供に努めます。	住民課
②働く場における性別役割分担意識解消への啓発	●働く場における固定的性別役割分担意識の解消に向けて、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	住民課
③労働に関する相談事業の拡充	●労働条件や労働環境などに関する労働相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。	住民課
④セクシュアル・ハラスメント等のハラスメント対策の推進	●セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどのハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項について周知するとともに、あらゆるハラスメント防止に向けて情報の収集と提供に努めます。	住民課

2. 多様な働き方への支援

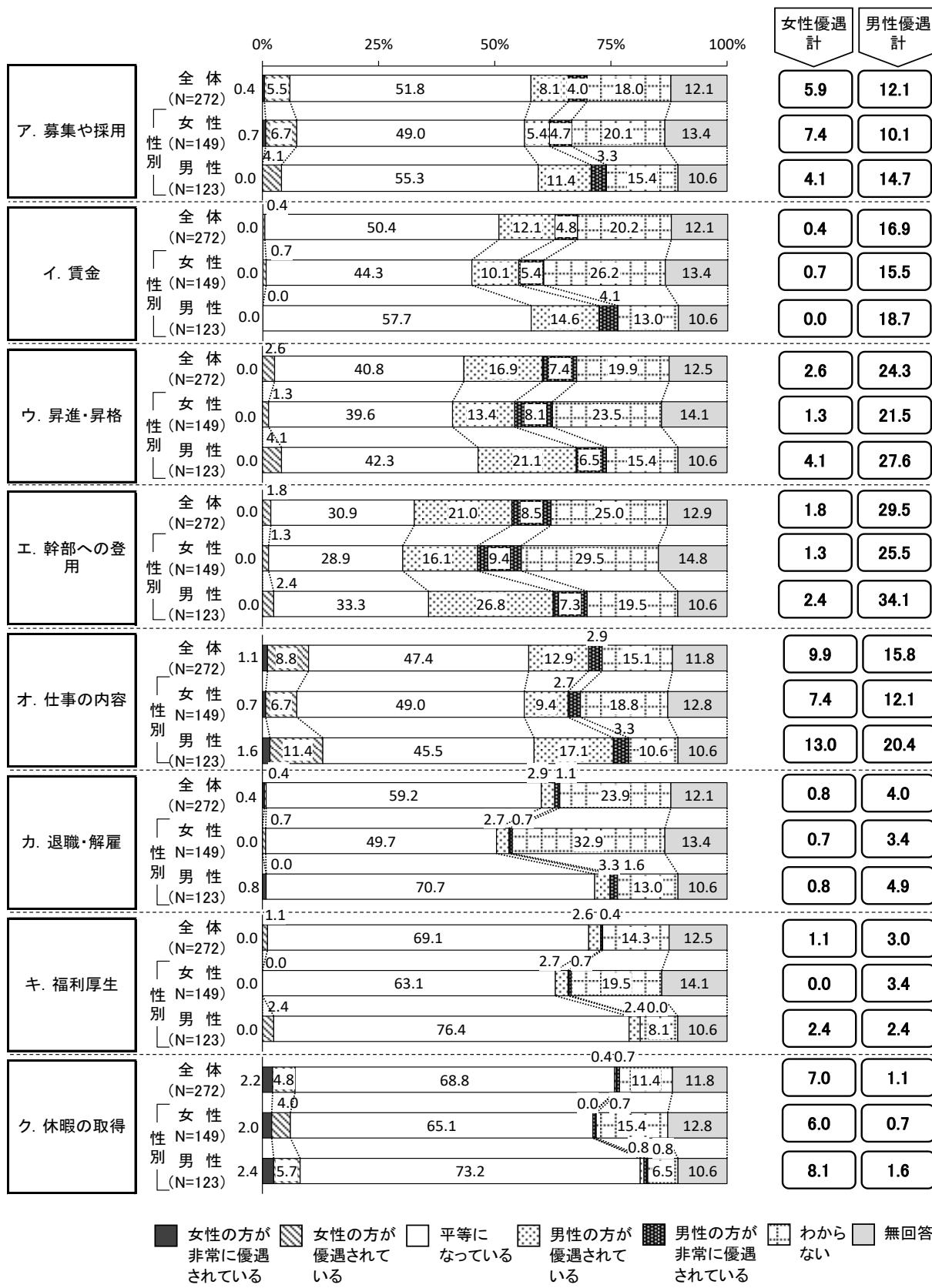
施策項目	取組内容	担当課
①女性の再就職や就労継続等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●就労・再就職・起業・スキルアップなどの相談と支援に関する関係機関等の情報収集と提供に努めます。 ●職業意識やキャリア形成など、就労・再就職を支援する学習機会の提供や資格・技術の習得のための情報提供に努めます。 	住民課 福祉保険課 地域振興課
②農業や商工業など自営業における女性の労働に対する適正評価への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●農業や商工業など自営業における家族従事者が共同経営者として、対等な立場で、経営と家庭生活の両面で相互に補完・協力し、能力が発揮できる関係づくりに向けて啓発に努めます。 ●家族経営協定制度について周知し、締結を促進して、女性農業者の就業環境を整え、経営力の向上を支援します。 	住民課 地域振興課
③企業などにおける各種支援制度や取組、相談窓口等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主等に対する助成金や相談窓口等の情報提供と利用促進の啓発に努めます。 	住民課

《管理指標と目標》

管理指標	現状 (令和5年度) (2023年度)	⇒	目標 (令和15年度) (2033年度)
職場での「幹部への登用」について、男性の方が優遇されていると思う町民の割合	29.5%	⇒	20%
職場での「賃金」について、男性の方が優遇されていると思う町民の割合	16.9%	⇒	10%

《参考データ》

図表5-12 職場における男女の扱いについて[全体、性別]



資料：町民アンケート結果

基本目標3 みんなが地域や社会に積極的に参画する 社会づくり

重点目標1 社会における意思決定過程への 男女共同参画の促進

《現状と課題》

多様性に富んだ活躍ある社会を構築し、将来にわたり持続するためには、町の施策に様々な立場の人の意見や視点を導入していくことが重要です。しかしながら、日本においては議員や企業の管理職など政策・方針決定を担う立場につく女性の割合が低く、経済分野、政治分野の男女格差が非常に大きくなっています。

本町においても、審議会等における女性委員の割合は 26.6% にとどまっており、町民のおよそ半数を占める女性の意思決定過程への参画を、あらゆる分野において進めていくことが求められています。また、町民アンケート調査の結果では、職場における「幹部への登用」について、「男性のほうが非常に優遇されている」「男性のほうが優遇されている」の合計は 29.5% で、平成 30 年調査と比べ 12.7 ポイント減少した一方、「平等になっている」も 30.9% と平成 30 年調査から 3.1 ポイント減少しています。意思決定過程への女性の積極的な登用を引き続き促進していくとともに、女性リーダーの養成と、女性の登用を可能にする環境づくりが必要です。

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、町が率先し審議会等委員への女性の登用を行います。また、性別にとらわれない人事配置や仕事と生活の調和を実現しやすい環境整備など、行政における男女共同参画を推進します。事業所や地域活動団体に対しても、女性の登用推進の重要性や必要性について啓発や情報提供を行います。地域における女性リーダー育成のため、人材育成の研修や講座等の機会提供と県などの人材育成研修の情報提供を行います。

《施策の基本的方向》

1. 政策方針決定過程への女性の参画促進

施策項目	取組内容	担当課
①審議会等における女性登用の積極的拡大	●女性のいない審議会の解消や女性委員の割合の向上を目指して、積極的な女性委員の登用に努めます。	関係各課
②行政における男女共同参画の推進	●性別にとらわれない人事配置や管理職への登用、介護や育児などの休暇を取得しやすい体制づくりなど、「特定事業主行動計画」に沿って町が事業者の模範となるための取組を進めます。	総務財政課 総務課

2. 企業・地域活動団体などにおける女性の参画促進

施策項目	取組内容	担当課
①企業・団体等における方針決定の場への女性の登用・参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ●企業や地域団体等に対して、方針決定の場への女性の登用推進の重要性や必要性について国、県などの情報を提供し、啓発します。 ●企業には女性の管理監督職への登用や職域拡大を、地域団体等には団体役員に女性を登用するなど、方針決定の場に参画できるよう企業・団体等への啓発に努めます。 	住民課

3. 女性リーダーの養成と環境づくり

施策項目	取組内容	担当課
①女性の参画のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●固定的な性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方や能力を十分に發揮するための講座の実施など意識啓発に努めます。 ●地域活動における女性リーダー育成のため、現在の審議会員や地域で活動する女性を対象として、人材育成の研修や講座等の機会提供と県などの人材育成研修の情報提供を行います。 	住民課

《管理指標と目標》

管理指標	現状 (令和5年度) (2023年度)	⇒	目標 (令和15年度) (2033年度)
町の審議会などの女性委員の割合	26.6%	⇒	40%
町職員の管理職に占める女性の割合	31.3%	⇒	40%

《参考データ》

図表5－13 管理職(課長、主幹)の女性割合[福岡県比較]

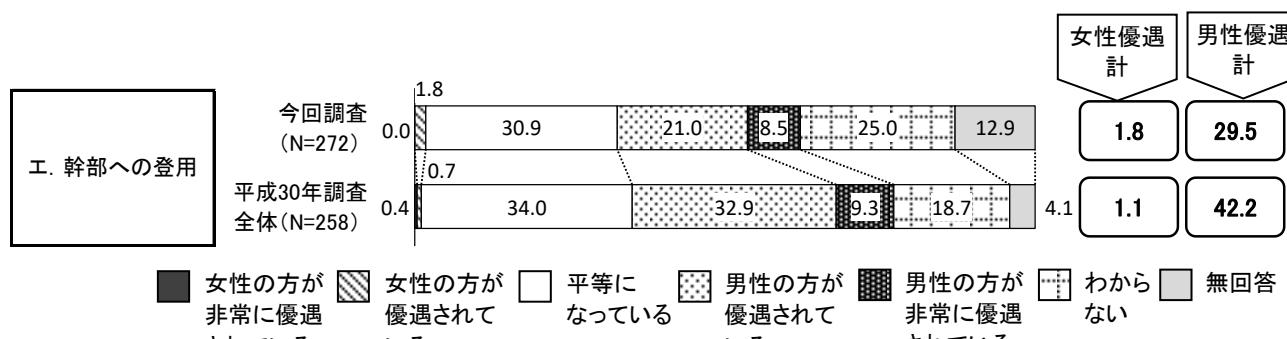
《各年4月1日現在》

	H31	R2	R3	R4	R5
吉富町	25.0%	33.3%	37.5%	31.3%	31.3%
福岡県平均	14.1%	14.4%	15.0%	16.3%	-

資料：吉富町、福岡県男女共同参画白書

《参考データ》

図表 5－14 職場における幹部への登用について(前回調査比較)



資料:町民アンケート結果

重点目標2 地域社会への男女共同参画の促進

《現状と課題》

地域社会は、豊かで充実した生活を送るための共通の基盤であり、男女がともに協力し合いながら安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが重要です。しかし、単身世帯や共働き世帯の増加、ライフスタイルの変化など、家族形態や社会環境が変化するなか、地域活動等に参加する機会の減少や地域のつながりの希薄化が課題となっています。子どもや高齢者が安心して暮らせる環境の確保や地域の防犯・防災など、地域が抱える課題に対応できるよう地域力を高め、持続していくには、性別や年齢、障がいの有無や国籍などにかかわらず、地域社会の一員として、地域活動に参画でき、地域の交流が図れる環境を整えることが必要です。

町民アンケート調査を見ると、約4割の人がこの1年間に地域での活動に参加していないと回答しています。地域活動に参加していない理由として、「仕事が忙しすぎる」「健康的・体力的に自信がない」などがあげられており、仕事をしている人や高齢の人でも地域活動に参加できるような環境づくりが必要です。

地域活動における男女共同参画の意義について意識啓発を行うとともに、性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、誰もが地域社会の一員として自覚と生きがいを持って、まちづくり・地域づくりへの積極的な参加・参画ができる環境を整備します。地域活動団体への支援を行い、町民、地域活動団体、事業者及び行政の協働による事業の推進を図ります

《施策の基本的方向》

1. 地域活動への男女共同参画の促進

施策項目	取組内容	担当課
①地域社会での男女平等意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域社会での男女の対等な関係づくりと、さまざまな活動の中で常に男女平等意識が浸透するように継続的な啓発の充実に努めます。 	住民課
②地域活動における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● さまざまな地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修などの啓発の充実に努めます。 ● 男性の地域活動や子育て支援活動、ボランティア活動への参加を促す機会や情報の提供、相談、啓発の充実に努めます。 ● 地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図るとともに、地域コミュニティの再生と活性化を図ります。 	関係各課

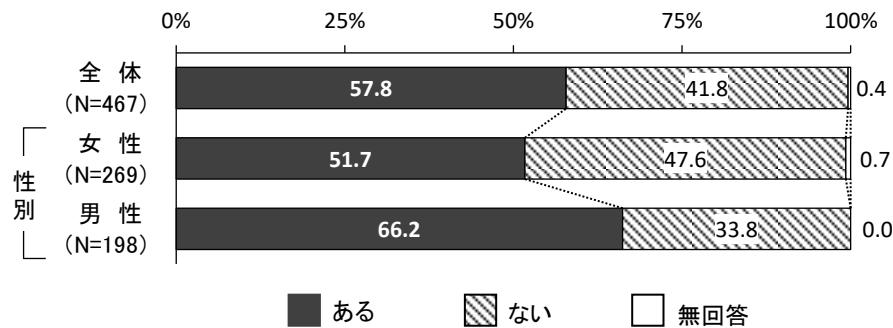
施策項目	取組内容	担当課
③青少年の地域活動への参画促進	●地域の青少年健全育成団体や学校と連携し、青少年の居場所づくりを進めるとともに、海岸清掃ボランティアや防災避難訓練など地域活動への参加を促進し、地域づくりへの参画意識を啓発します。	教務課
④高齢者の地域活動への参画促進	●高齢者が気軽に通える教室などを開催し、地域において高齢者が集まる場所づくりを促進し、地域住民との交流や地域活動等への積極的参画を図ります。 ●育児経験者や退職者などがもつ経験を活用することができるよう、高齢者の力を生かす機会と場の充実に努めます。	福祉保険課 教務課
⑤障がい者の地域活動への参画促進	●障がい者が地域での活動への参加など社会参加を促進するための支援の充実と環境整備に取り組みます。	福祉保険課
⑥国際理解と国際交流の推進	●地域に暮らす外国人との相互理解を深め、外国人も地域の一員として積極的にまちづくりに参画できる環境整備を促進します。	住民課
⑦地域活動団体への活動支援	●各種地域活動の活性化を図るため、活動基盤の強化のための補助事業を行うとともに活動団体のネットワーク化やステップアップに向けた研修への参加など情報収集と提供に努めます。 ●町民、地域活動団体、事業者及び行政の協働による事業の推進を図ります。	地域振興課

《管理指標と目標》

管理指標	現状 (令和5年度) (2023年度)	⇒	目標 (令和15年度) (2033年度)
地域活動の中で、男女の地位が平等になっていると思う町民の割合	23.7%	⇒	40%
慣習・しきたりの中で男女の地位が平等になっていると思う町民の割合	9.8%	⇒	20%

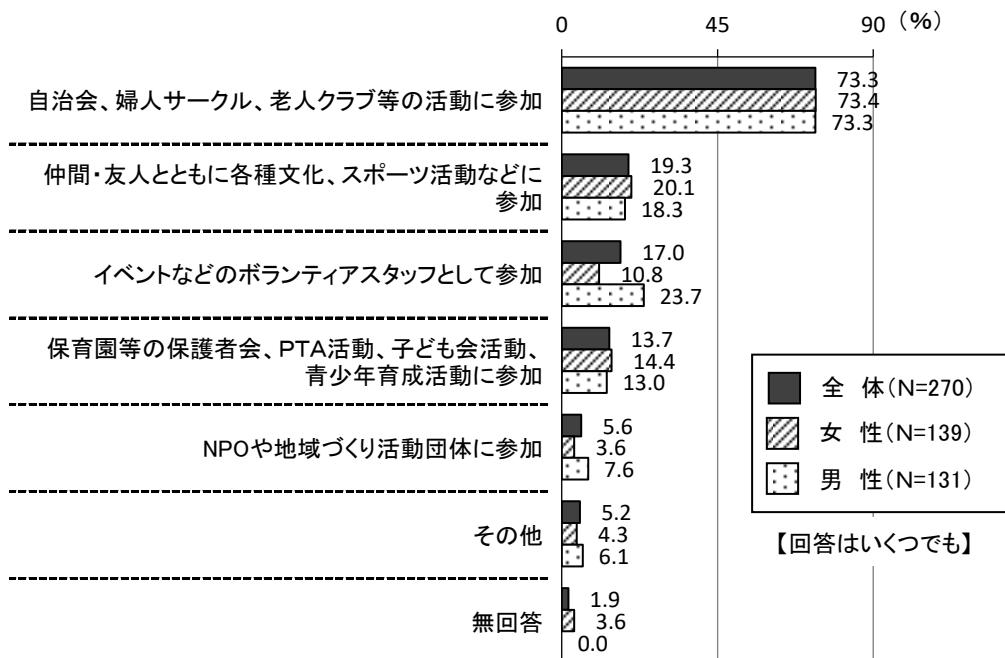
《参考データ》

図表 5-15 この1年間の地域活動への参加状況[全体、性別]



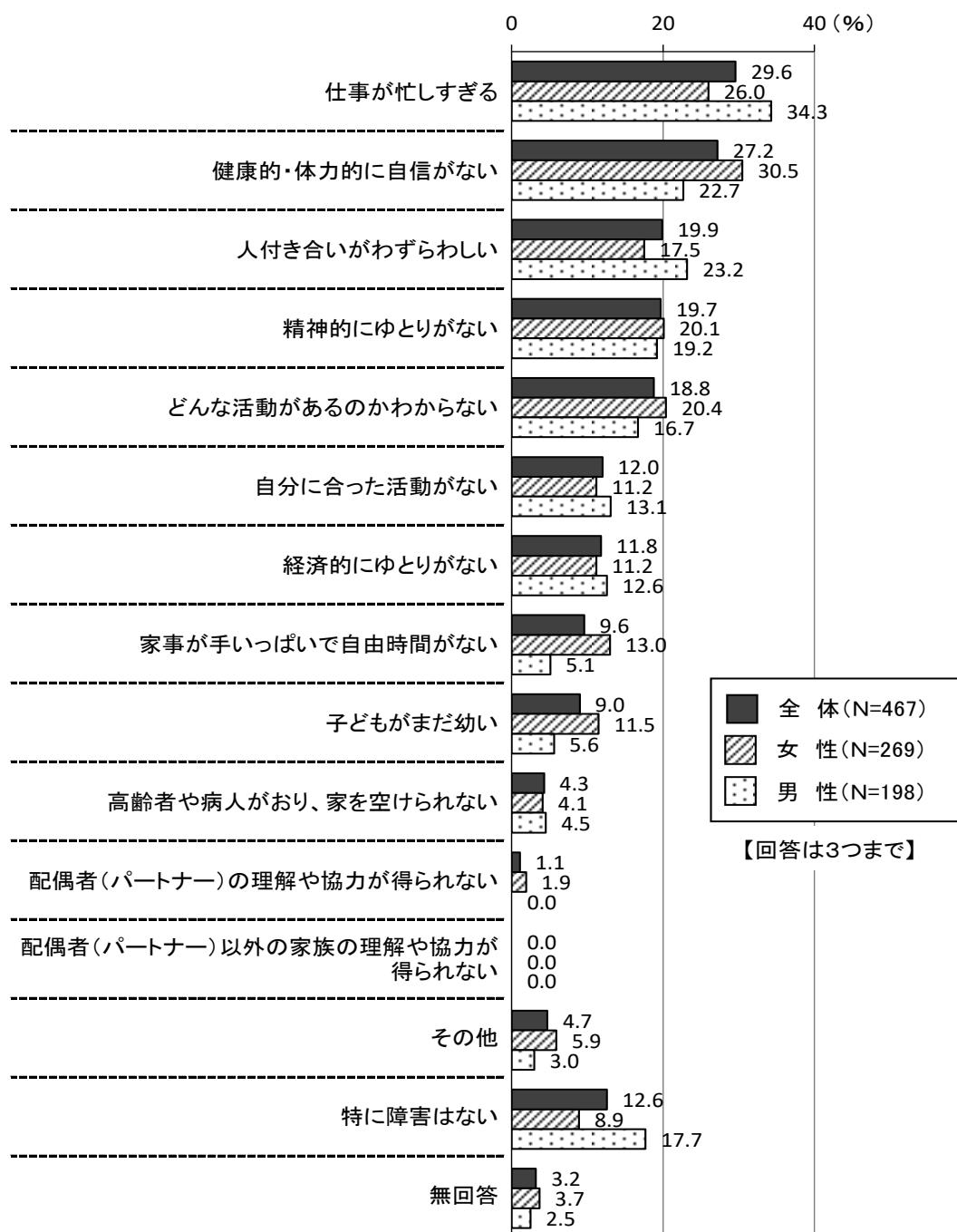
資料：町民アンケート結果

図表 5-16 参加している地域活動[全体、性別]



資料：町民アンケート結果

図表 5-17 地域活動参加の障害[全体、性別]



資料：町民アンケート結果

重点目標3 男女共同参画の視点に立った

安心・安全体制の確立

《現状と課題》

近年、日本各地で地震や豪雨等の大規模な自然災害が発生しています。これまでの防災対策や避難所運営では男性が中心となることが多く、備蓄品や避難所での生活において、女性や小さい子どもがいる人、介護が必要な人などのニーズに十分配慮がなされないなどの問題が指摘されてきました。また、日頃の地域における防犯の取組や、公共施設や道路環境等の整備においても、子育て中の人や高齢者、障がい者など、多様な人の視点を反映させ、すべての人が安心して生活できるまちづくりを進めることが重要です。

本町では、地域防災会議における女性委員の割合が 5.6%、自主防災組織における女性役員の割合が 6.5%といずれも低く、本町の防災体制づくりにおいて女性の登用を積極的に行い、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を進める必要があります。そこで、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立やまちづくりの必要性について町民に広く周知し、男女がともに活動に参画できるよう働きかけることも重要です。

地域防災会議や自主防災組織への女性の参画促進や避難所設立訓練等での男女共同参画の視点の導入など、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立を推進します。地域での防犯活動等に男女共同参画の視点を取り入れ、多様な町民の活動への参画を促進します。

《施策の基本的方向》

1. 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

施策項目	取組内容	担当課
①地域防災会議や自主防災組織への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災会議の女性登用を増やすとともに、自主防災組織リーダー研修会等において、女性の参画の必要性等を紹介し、女性の登用を促進します。 	未来まちづくり課
②避難所における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所設立訓練等において、男女共同参画の視点を導入した避難所運営に取り組みます。 	未来まちづくり課

2. 男女共同参画の視点に立った安心・安全なまちづくりの推進

施策項目	取組内容	担当課
①防犯体制における男女共同参画の促進	●防犯活動等の安心・安全なまちづくり活動に、性別にかかわらず活動の役割を担うことができるよう働きかけを行い、活動への参加を促進します。	未来まちづくり課

《管理指標と目標》

管理指標	現状 (令和5年度) (2023年度)	⇒	目標 (令和15年度) (2033年度)
地域防災会議における女性委員の割合	5.6%	⇒	20%
自主防災組織における女性役員の割合	6.5%	⇒	20%

第6章 計画実現のために

1 町民と行政の協働による計画の推進

男女共同参画社会の実現は、行政の力のみで達成できるものではありません。町民一人ひとりの意識と行動の変革に負うところが大きいと考えられます。このため、社会のあらゆる場での町民それぞれの自主的な取組が促進されるよう、環境の整備とともに、町民や地域活動団体、事業者などと協働体制を構築し、施策の効果的な実施に向けた取組を進めていきます。

2 庁内の推進体制の充実

すべての職員が男女共同参画の理念と意義を理解し、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、職員の意識づくりを強化していくとともに、町役場が1つの事業所として、男女が働きやすい職場づくりの手本となるよう取組を進めます。

また、「吉富町男女共同参画推進本部」を核として、庁内組織の充実・強化を図り、情報の共有と相互の連絡調整を行いながら、施策の計画的かつ円滑な推進を図ります。

3 国、県、関係機関、民間等との連携

国、県や近隣市町、関係機関等との連携強化に努め、より充実した男女共同参画施策の推進を図ります。また、「吉富町男女共同参画審議会」を定期的に開催し、施策の進捗状況の把握や評価を行い、施策を推進するための提言や意見を求め、新しい施策の立案に反映させていきます。

4 計画の進行管理

計画に基づく施策の進捗状況の把握、点検、評価など進行管理に努め、その状況について「吉富町男女共同参画推進本部」、「吉富町男女共同参画審議会」に報告を行い、計画の着実な進捗を図ります。

また、計画及び計画の進捗状況について広く町民に公表します。

関連資料

1 関係諸法

(1) 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
最終改正:平成十一年十二月二十二日法律第百六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することとの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、

当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるように行うことの旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

関連資料

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別の取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議 (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかるわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（以下略）

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

平成二十六年法律第二十八号

最終改正:令和5年5月12日 法律第三十号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条一第五条の四)

第三章 被害者の保護(第六条一第九条の二)

第四章 保護命令(第十条一第二十二条)

第五章 雜則(第二十三条一第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条一第三十一条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける

身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施

策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはな

らない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者の身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定

関連資料

その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、

適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対する暴力等を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過するまでの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子

計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置)で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近

禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

関連資料

- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- (接近禁止命令等の申立て等)
- 第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。**
- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときには、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関する配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
 - 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときには、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は

- 生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)
- ニ 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
 - 3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しさは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、

期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付

さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターがニ以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

関連資料

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならぬ。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正

本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員

が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則
(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	被害者	被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第十四項まで、第十条の二、第十一条第	配偶者	特定関係者

二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項		
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

関連資料

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十二条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下

この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一條第二項及び第三項並びに第十二條第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八條第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四條の二から第十四條の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十五条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五十五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。」を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第百八十二条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

改正(令和元年六月法律第二十四号)

最終改正:令和4年6月17日 法律第68号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雜則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要な事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。**
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。**
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要な事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、**

- 同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
- (基準に適合する一般事業主の認定)
- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。**
- (認定一般事業主の表示等)

関連資料

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)

第十一條 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。
(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年

数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

関連資料

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女

性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

（平成二九年三月三一日法律第一四号）（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

ニ及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十

関連資料

六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和元年六月五日法律第二四号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用についてでは、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

(4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年六月一五日法律第六六号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条—第八条)
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)
- 第四章 雜則(第十六条—第二十二条)
- 第五章 罰則(第二十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施

関連資料

- に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即しつつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等**
（女性相談支援センター）
- 第九条** 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 4 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 5 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者のかえている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関する必要な事項は、政令で定める。
- （女性相談支援センターの所長による報告等）**
- 第十条** 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。
- （女性相談支援員）**
- 第十一条** 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用特に配慮しなければならない。
- （女性自立支援施設）**
- 第十二条** 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るために医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の

促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行ふものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資

料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雜則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の关心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、~~が自分~~がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な待遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準

関連資料

を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(令和四年六月一五日法律第六六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用

については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、こ

の法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過
措置を含む。)は、政令で定める。

附 則(令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

Ⅰ この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

2 用語の解説

あ行

◇アンコンシャス・バイアス (unconscious bias)

人が、自分でも意識せずに持っている、特定の人や集団に対する偏見や偏った考え方のこと。誤った評価や差別的な言動につながる可能性があるが、無意識であるために自覚して制御することが困難となる。

◇SDGs (エスティジーズ：持続可能な開発目標)

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。国連加盟193か国が令和12年(2030年)までに達成する目標として、平成27年(2015年)に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている。包括的な17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットにより構成されている。目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられている。

◇M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。日本では結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するためにM字カーブの曲線を描くこととなるが、欧米先進諸国では子育て期における就業率の低下はみられない。

◇LGBTQ

L(レズビアン=女性同性愛者)、G(ゲイ=男性同性愛者)、B(バイセクシュアル=両性愛者)、T(トランスジェンダー=生まれたときの生物学的・社会的性別とは一致しない、またはどちらでもない生き方を選ぶ人)、Q(クエスチョニング=性的指向や性自認が定まっていない、明確にしたくない人)の頭文字を並べた言葉。自分自身を男女どちらとも認識しないX(エックス)ジェンダーや、他者に性的感情が向かないアセクシュアルなどを含め、性的少数者の総称の一つとして使われることもある。

◇エンパワーメント

文化的、社会的、政治的、経済的状況によって、本来もっている能力や個性が發揮されずにいる人に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるようにすること。北京会議以降、女性が、自らの意識を高め、経済的のみならず、政治的、社会的な意思決定の場で自己決定できる力を發揮することは重要であるとされ、「力を持つこと」と訳されて広がった。

か行**◇家族経営協定**

農業に従事する家族構成員が対等のパートナーとして経営に参画するために、経営方針や報酬、労働時間・休日、構成員の役割分担などを明記した規定。家族経営協定の締結により、女性の労働環境の整備、経営方針決定への参画が期待されている。

さ行**◇ジェンダー**

社会的・文化的に形成された性のありよう。生物学的性別（セックス／sex）に対して、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」や、性別についての固定観念や偏見、「男なら・女なら～すべき」といった社会通念や慣習による規範などを意味する。

た行**◇ドメスティック・バイオレンス（DV）**

直訳すると、「家庭内暴力」であるが、一般的には、主に配偶者や恋人など親密な関係にある、または過去に親密な関係にあった者からの身体的、精神的、経済的、性的暴力を示す。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方的に押しつけたりする「力と支配の関係」が根底にある。

は行**◇セクシュアル・ハラスメント**

力関係を利用して、相手の意に反した、不適切な言動を行うことで不利益や損害を与えたり、個人の尊厳を損なう行為。職場や学校等で、相手が望まない性的な言動をすること。例えば、身体に不必要に触れたり、性関係を迫ったり、性的な噂を広めたり、人目につく場所にわいせつな写真を掲示することなど。

ま行**◇メディアリテラシー**

メディア（方法、手段、媒体と訳すが、ここでは、新聞・雑誌・テレビ・インターネットなどを含む情報を伝える媒体という意味）から流される情報をそのまま鵜呑みにすることなく、批判的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用し、発信すること。

や行

◇UN WOMAN(ユーワン ウーマン)

正式名称は「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women)」。

男女平等と女性の地位向上の促進に取り組む国連の専門機関。国連女性開発基金(UNIFEM)、国連女性地位向上部(DAW)、国際婦人調査訓練研究所(INSTRAW)、国連ジェンダー問題特別顧問事務所(OSAGI)の四つの国連機関を統合し設立された。

ら行

◇リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

「性と生殖に関する健康と権利」のこと。子どもを産む、産まない、産むとすればいつ、何人産むかを女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立を目指すものであり、生涯を通じて性と生殖に関する課題については、基本的には本人の意思を尊重しようとする考え方のこと。平成7年(1995年)の第4回世界女性会議において、女性の基本的人権であると位置づけられた。

わ行

◇ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と生活が両立しにくい現実を踏まえ、仕事と家庭生活や地域活動、趣味などの私生活を調和させる考え方や取組みのこと。仕事と生活の両方の充実が必要とされる。それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことを含む。人々の意識や社会経済構造が変化する中、「男は仕事、女は家事」という従来の固定的な性別役割分担から脱却するためには、性別に関わらず育児や介護等の家庭生活やその他の生活と仕事を両立できるようにする必要があるとの認識から、平成19年(2007年)に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

第3次吉富町男女共同参画基本計画

発 行 福岡県吉富町
企画・編集 吉富町住民課
〒871-8585 福岡県築上郡吉富町大字広津 226 番地1
TEL (0979)24-1124
FAX (0979)24-3219

第3次吉富町男女共同参画基本計画